

令和元年度

# 福島町議会

## 定例会 6 月会議会議録

令和元年 6 月 20 日 開会

令和元年 6 月 20 日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

# 目 次

令和元年6月20日（木曜日）第1号

○議 事 日 程 .....	1 頁
○会議に付した事件 .....	1 頁
○出 席 議 員 .....	2 頁
○欠 席 議 員 .....	2 頁
○出 席 説 明 員 .....	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	2 頁
○開会・開議宣告 .....	3 頁
○町長あいさつ .....	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	5 頁
○日程第2 諸般の報告 .....	5 頁
○日程第3 行政報告 .....	6 頁
1 平成30年度各会計決算状況について	
2 公共施設の受動喫煙対策について	
〔各課所管事項について〕	
(1) 建設課の所管事項について	
行政報告（追加）	
1 消費税改定に伴う使用料等の見直しについて	
教育行政報告 .....	7 頁
1 幼児教育、学校教育	
(1) 高校存続対策について	
(2) 外国語指導助手（ALT）の任用について	
○日程第4 報告第2号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について ..	7 頁
○日程第5 一般質問 .....	8 頁
3番 川 村 明 雄 .....	8 頁
(1) 井戸水使用世帯の実態調査について	
6番 平 沼 昌 平 .....	12 頁
(1) 青函トンネル記念館の活用と第二青函トンネルの機運の盛り上げに ついて	
○日程第6 議案第8号 福島町ふるさと応援基金条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	18 頁
○日程第7 議案第9号 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	19 頁
○日程第8 議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	20 頁
○日程第9 議案第11号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	22 頁
○日程第10 議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	23 頁
○日程第11 議案第13号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	24 頁
○日程第12 議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について	

	(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	25頁
○日程第13	議案第15号 令和元年度福島町一般会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	26頁
○日程第14	議案第16号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算(第1号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	37頁
○日程第15	議案第17号 丸山団地町営住宅(R1棟)建築主体工事請負契約の締結について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	38頁
○日程第16	議案第18号 財産(福島町福祉バス)の取得について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	40頁
○日程第17	発委第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	42頁
○休会の議決	.....	43頁
○休会の宣告	.....	43頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
報告 2	福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について	6月20日	報告済
8	福島町ふるさと応援基金条例の一部改正について	6月20日	原案可決
9	福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	6月20日	原案可決
10	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	6月20日	原案可決
11	福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	6月20日	原案可決
12	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	6月20日	原案可決
13	北海道市町村総合事務組合理約の変更について	6月20日	原案可決
14	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	6月20日	原案可決
15	令和元年度福島町一般会計補正予算（第2号）	6月20日	原案可決
16	令和元年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第1号）	6月20日	原案可決
17	丸山団地町営住宅（R1棟）建築主体工事請負契約の締結について	6月20日	原案可決
18	財産（福島町福祉バス）の取得について	6月20日	原案可決
発委 1	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	6月20日	原案可決

## 令和元年度

# 福島町議会定例会 6 月会議

令和元年 6 月 20 日（木曜日）第 1 号

### ◎議事日程

- |        |  |
|--------|--|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2  | 諸般の報告  |
| 日程第 3  | 行政報告   |
| 日程第 4  | 報告第 2 号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について                |
| 日程第 5  | 一般質問   |
| 日程第 6  | 議案第 8 号 福島町ふるさと応援基金条例の一部改正について                     |
| 日程第 7  | 議案第 9 号 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 8  | 議案第 10 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について                  |
| 日程第 9  | 議案第 11 号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について                   |
| 日程第 10 | 議案第 12 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について                   |
| 日程第 11 | 議案第 13 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について                     |
| 日程第 12 | 議案第 14 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について               |
| 日程第 13 | 議案第 15 号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第 2 号）                   |
| 日程第 14 | 議案第 16 号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 1 号）              |
| 日程第 15 | 議案第 17 号 丸山団地町営住宅（R 1 棟）建築主体工事請負契約の締結について          |
| 日程第 16 | 議案第 18 号 財産（福島町福祉バス）の取得について                        |
| 日程第 17 | 発委第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について                  |

### ◎会議に付した事件

- |        |  |
|--------|--|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2  | 諸般の報告  |
| 日程第 3  | 行政報告   |
| 日程第 4  | 報告第 2 号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について                |
| 日程第 5  | 一般質問   |
| 日程第 6  | 議案第 8 号 福島町ふるさと応援基金条例の一部改正について                     |
| 日程第 7  | 議案第 9 号 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 8  | 議案第 10 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について                  |
| 日程第 9  | 議案第 11 号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について                   |
| 日程第 10 | 議案第 12 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について                   |
| 日程第 11 | 議案第 13 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について                     |
| 日程第 12 | 議案第 14 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について               |
| 日程第 13 | 議案第 15 号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第 2 号）                   |
| 日程第 14 | 議案第 16 号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 1 号）              |
| 日程第 15 | 議案第 17 号 丸山団地町営住宅（R 1 棟）建築主体工事請負契約の締結について          |
| 日程第 16 | 議案第 18 号 財産（福島町福祉バス）の取得について                        |

◎出席議員（9名）

議長	10番	溝部幸基	副議長	9番	平野隆雄
	1番	杉村志朗		3番	川村明雄
	4番	花田勇		5番	木村隆
	6番	平沼昌平		7番	佐藤孝男
	8番	熊野茂夫			

---

◎欠席議員（0名）

---

◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	高木壽
総務課長	工藤泰	総務課参事	小鹿一彦
企画課長	住吉英之	産業課長	川合力哉
税務課長兼会計管理者	西田啓晃	町民課長兼吉岡支所長	鎌田一志
福祉課長	鍋谷浩行	建設課長	紙谷一
認定こども園福島保育所園長	(鎌田一志)	福祉センター次長	(石岡大志)
教育長	前田勝広	事務局長兼給食センター所長	石岡大志
監査委員	本庄屋誠		

---

◎職務のため議場に参加した議会事務局職員

議会事務局長	阿部憲一	議会事務局議事係長	福井理央
議会事務局主査	中島和俊	議会事務局書記	平野文子

---

(開会 9時57分)

---

## ◎開 会 ・ 開 議 宣 告

---

### ○議長（溝部幸基）

おはようございます。

令和元年度定例会6月会議の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

6月11日開催の第70回北海道町村議会議長会定期総会の決議は、「地域間格差が広がる中、北海道の町村議会はあるべき地方自治の姿を目指し、多くの課題に真摯に取り組んできた。しかし、今日、期待された地方分権改革の先行きはおぼつかないばかりか、停滞感を否めないでいる。住民の手が届く自治の確立が望まれる。われわれ地方議会人は、今後とも地域住民の代表たる自覚をより一層深め、清新で活発な議会活動に努めるとともに、住民の負託に応えなければいけない。そして、次の課題解決に向け、われわれは総力を結集するものである。」とし、町村議会の活性化と議会の権限の拡充、地方創生と地方分権改革の推進、地方財政基盤の確立等、15項目の一般決議を北海道町村議会議長会の総意として満場一致で採択いたしました。

総会終了後の講演で、山崎幹根北大公共政策大学院教授は、直面する町村議会の課題として、「社会経済環境の変化」・「限られた資源の中での役割の発揮」・「不特定多数の住民の認知と理解」を上げ、町村議会活性化に向けて、「まずは議員の自己改革」・「実現可能な制度改革」・「住民の議会に対する理解」の必要性を強く訴えておりました。

福島町議会が長きにわたって取組んできた「開かれた議会」・「議会改革」の取組の成果・方向性と多くの点で合致するものでありました。議会活動の重要な視点として、「わかりやすく市民が参画する議会」・「しっかりと討議する議会」・「市民が実感できる政策を提言する議会」を位置付け、行政としっかり対峙し、より住民の側に立った批判・牽制・監視・評価の姿勢で活動することが、議会・議員の役割としっかり認識すべきことを改めて確信することができました。

6月11日、政府は、「まち・ひと・しごと創生会議」で第2期地方創生の「基本方針2019」案を公表しました。

「定住人口」・「交流人口」の間にあたる新たなキーワードとして、都市と地方の交流を捉える「関係人口」の創出・拡大を図ることを看板政策として明記し、令和2年度スタートを目指し、年内に「第2期総合戦略」を示すこととしております。東京一極集中に歯止めがかからず、大都市圏から地方への「転出入の均衡」の達成が困難となり、方針転換の様相となっております。

福島町としても、現行の「総合戦略・人口ビジョン」について、検証を加え、しっかり情報収集し、準備をしなければならない段階にあると思慮いたします。

出席者各位には、本6月会議の議事運営にご協力をいただきますようお願い申し上げ、活発な議論が展開されますことを期待して、開会のあいさつといたします。

ただいまから令和元年度福島町議会定例会6月会議を開会いたします。

---

## ◎町 長 あ い さ つ

---

### ○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、町長のあいさつを行います。

鳴海清春町長。

### ○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会6月会議の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、定例会6月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

まず最初に、6月19日の早朝に上町地区において住宅火災が発生し、1人の町民の方の尊い命が亡くなっております。改めて、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りしたいと思っております。町内において、このような火災が発生しないよう消防署などと連携を図りながら、火災予防啓発に努めてまいり



たいと思っております。

さて、昨年から課題となっております、都道府県ごとに漁獲量が管理されているクロマグロについて、沿岸漁業における4月から来年3月までの渡島管内の配分量が242.1トンとなり、30キロ未満の小型魚に関して70.4トンが割り当てられており、今後の前浜の漁に期待しているものでございます。

次に、地域連携校として位置づけられている福島商業高等学校について、道教委が公表した2020年度から2022年度までの公立高校配置計画案において、当町の取り組みや学校における独自の取り組みが評価され、再編が保留となったところでございます。町では、これらに安堵することなく、先を見据えた対策を検討してまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解をお願いいたします。

また、6月1日から岩部クルーズが本格運行となり、新聞などでマスコミに大きく報道され、町の観光PRに寄与しているところであり、今後も積極的な利用促進に努めてまいります。

続いて、町の平成30年度決算の状況がまとまりましたので、概要は、このあと行政報告で述べさせていただきますが、各会計において黒字決算となっております。改めて、町民及び議員各位並びに職員の皆様に感謝とお礼を申し上げます。

一方、がんばる地元企業や保育料の無料化などの子育て支援策等に積極的な財政投資をしていることから、毎年、財政調整基金の一部を繰入れながらの財政運営が続いており、本年度作成予定の第5次福島町総合計画の後期実施計画においては、令和の時代に故郷を繋ぐという意識を持って、少子高齢化が進む中において、将来の子ども達に負担を強いることの無いよう、健全な財政運営に心掛けてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、本日の案件についてですが、条例の一部改正が3件、規約の変更が3件並びに補正予算が一般会計と浄化槽整備特別会計の2件となっております。

条例の一部改正につきましては、まず1点目は、福島町ふるさと応援基金条例の一部改正であります。この度の総務省における、ふるさと納税の新たなルール化に基づき、当町においても本格的にふるさと納税へ参入するにあたっての条例整備をするものであります。

2点目は、福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となっております。国において、学校教育法の一部を改正する法律が施行され、放課後児童支援員の該当要件として、新たに専門職大学制度が創設されたことを受けての改正となっております。

3点目は、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正で、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、災害援護資金に係る貸付利率の取り扱いが変更されたことによる改正となっております。

次に、福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、例年行っておりますローリング作業及び総合計画並びに予算編成に伴う過疎債の新規追加による計画の変更となっております。さらに、北海道市町村職員退職手当組合規約及び北海道市町村総合事務組合規約並びに北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関しましては、それぞれ構成する団体において、組合等の解散による脱退に伴う変更となっております。

次に、一般会計の補正予算の主なものは、がんばる地元企業応援事業における施設投資助成金及びふるさと納税へ本格参入するためのふるさと納税制度の運用に要する経費及びふるさと応援基金積立並びに市町村振興協会事業の防災・減災対策としての防災関連予算と空家等除去補助金等に係る追加補正予算となっております。

また、浄化槽会計にあつては、浄化槽設置基数の変更に伴う追加補正予算となっております。

以上、この度の議会でご審議をいただくものについては、計9件の議案をお願いするものでございます。

さらに、追加議案といたしまして、6月19日に入札が執行されました、丸山団地町営住宅建築主体工事に係る請負契約の締結に関する議案と、福祉バス購入に係る財産の取得についての議案の2件となっております。

なお、議案につきましては、このあと担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決くださるよう、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあつてのあいさつといたします。

どうかよろしく申し上げます。

#### ○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長のあいさつを終わります。

---

## ◎会議録署名議員の指名

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

5番木村隆議員、6番平沼昌平議員を指名いたします。

---

## ◎諸 般 の 報 告

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

はじめに、議会運営委員会の報告を行います。

6番平沼昌平議会運営委員長。

### ○6番（平沼昌平）

令和元年度定例会6月会議の開会に際し、去る6月13日に開会いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、審議日数については、本日から6月21日までの2日間といたしました。

議員の皆様には議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

### ○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会6月会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、渡島廃棄物処理広域連合議会の報告を行います。

7番佐藤孝男議員。

### ○7番（佐藤孝男）

令和元年5月27日に開催されました、令和元年第1回渡島廃棄物処理広域連合議会臨時会の報告をいたします。

臨時会の主な内容は、4月の統一選挙において、当組合を構成する北斗市をはじめ木古内町、七飯町、森町、長万部町の議会議員選挙が執行され、これに伴い正副議長の選挙及び議会運営委員の選任、副広域連合長の選任等の議案が提出されました。

また、北海道市町村職員退職手当組合等3組合において、構成団体脱退による規約の変更などが主な内容であります。

2、審議した議案の内容。

選挙第1号 議長の選挙につきましては、中井光幸氏（北斗市）に決定しました。

選挙第2号 副議長の選任について、竹田努氏（木古内町）に決定いたしました。

発議案第1号 議席の指定について、発議案第2号 議会運営委員の選任については、右に記載しているとおりでございます。

同意第1号 副広域連合長の選任につき同意を求めることについては、北斗市副市長工藤実氏の選任に同意いたしました。

議案第1号、議案第2号、議案第3号については、右に記載しているとおりで、原案可決なされました。

以上で、説明を終わります。

### ○議長（溝部幸基）

以上で、渡島廃棄物処理広域連合議会の報告を終わります。

諸般の報告には、町長より提出された、福島町ふるさと応援基金の運用状況等の報告が掲載されておりますことを申し添えます。

同じく掲載されております、議会評価、議員の自己評価・活動の目標については、議会基本条例第17条の規定により、6月1日をもって町民の公表されておりますことを報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

## ◎行 政 報 告

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

### ○町長（鳴海清春）

令和元年度福島町議会定例会6月会議の開催にあたり、定例会5月会議以降の行政報告を申し上げます。まず、1点目の平成30年度各会計決算状況について。

平成30年度の各会計における決算状況がまとまりましたので、ご報告いたします。

一般会計では、6,543万3,336円の繰越しとなっております。

国民健康保険特別会計では、3,080万658円の繰越しとなりました。介護保険特別会計では、保険事業勘定で2,358万6,359円の繰越し、サービス事業勘定では収支同額となりました。

後期高齢者医療特別会計では、100万4,912円の繰越しとなり、浄化槽整備特別会計は、収支同額となっております。

また、昨年6月より開設した国民健康保険診療所特別会計では、一般会計からの繰出しもあったことから、644万1,815円の繰越しとなりましたが、今後は独立採算を目指し努力してまいります。

なお、水道事業会計においても、純利益が2,612万579円となっており、全ての会計で黒字決算を計上することができました。

2点目の公共施設の受動喫煙対策について。

国において、健康増進法の一部が改正され、地方公共団体の責務として、望まない受動喫煙の防止を図るため、多くの者が利用する公共施設等において、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならないとされてございます。

町では、これを踏まえ、また、「福島町がんなんかには負けない基本条例」の趣旨を鑑み、本年7月1日から、役場庁舎、学校などの公共施設及び敷地内での全面禁止を実施することとしております。

続きまして、各課所管事項について、ご報告いたします。

#### （1）建設課の所管事項について。

北海道が事業主体となって推進している福島川広域河川改修事業について、町の関連事業として本年度予算に「町道みどり町線」の道道取付けに関する用地買収のみを計上してはいましたが、この度、北海道において、町道みどり町線付近の用地買収等も併せて、本年度事業で行う旨の報告があり、当町においても同時進行する必要があり、同箇所3筆の用地買収に係る予算を本議会へ補正計上してございます。

次に、追加の行政報告となります。

消費税改定に伴う使用料等の見直しについて。

本年10月1日に、消費税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられることに伴い、公共施設の使用料や入館料及び水道料金などの町の公共料金見直しを検討しているところであります。

使用料等の見直しにあたっての基本的な方向性についてですが、水道料金は、これまでも水道事業が消費税納税事業者となっていることから、10月1日の料金改正に向け定例会9月会議において、引き上げる内容での条例改正案を提案することとしております。

なお、その他の使用料など消費税増税相当分の見直しについては、現在庁内において各課で所管する使用料等の検証を行っているところでありますが、年度途中ということや費用対効果などを総合的に考慮し、10月1日からの消費税増税相当分に係る使用料等の見直しは行わず、来年4月1日に向けて新年度予算編成などとともに、更に検討を進め、議会に対し検討結果を踏まえて年度内に報告の上、議論していただくこととしておりますので、予めご理解をお願いいたします。

町の主な主催行事等につきましては、別に記載してございますので、参照していただきたいと思います。

以上、町長所管の行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、教育行政報告を行います。

前田勝広教育長。

○教育長（前田勝広）

続きまして、教育行政報告を申し述べさせていただきます。

1の幼児教育、学校教育。

(1) 高校存続対策について。

6月4日に北海道教育委員会が発表した「2020年度から2022年度の公立高校配置計画案」において、道立福島商業高等学校が「地域連携特例校」として、町の支援策などの取組状況を勘案し、2020年度の統廃合を保留することが決定されましたので、報告いたします。

今後は、「福島町高校の在り方に関する協議会設立準備委員会」の中で、様々な視点での方向性を協議してまいります。

また、福島商業高等学校で来年度に計画しております海外見学旅行につきましては、オーストラリアの高校との具体的な交流プログラムの協議をはじめ、保護者向け説明会に向けた安全性の現地調査・確認などのため、高校から事前視察に係る旅費の補助要望がありましたので、関連予算を本議会に補正計上しております。

(2) 外国語指導助手（ALT）の任用について。

福島中学校に配置しているALTについて、7月31日に任用期間が満了することから、帰国に係る予算について本議会へ補正予算を提案しております。

なお、後任のALTの任用については、関係機関と協議を進めているところであります。

以上で、教育行政の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

---

◎報告第2号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について

---

○議長（溝部幸基）

日程第4 報告第2号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の45ページをお願いいたします。

報告第2号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について。

福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱第5条の規定により報告いたします。

なお、説明に関しましては、別冊のNo.3となりますので、併せてお願いをいたします。

最初に、整理番号22の定住・移住促進に向けた考え方についてでございます。

取り組み状況についてですが、制度の見直しについては、総合計画後期実施計画の策定に向けて検討を進めておりますが、現行制度は概ね理解されている状況にありますので、現時点においては現行制度を維持することで考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2ページの整理番号25、熊等による被害対策についてですが、取組状況については、ハンターの負担軽減が図られるよう、捕獲現場からの搬出及び解体作業を担う人材の確保に係る支援制度などの検討を進めており、内容の整理ができた段階で制度の説明及び必要な予算措置を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、以上で報告を終わります。

---

◎一 般 質 問

---

○議長(溝部幸基)

日程第5 一般質問を行います。

一般質問は、2名の議員から提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

最初に、3番川村明雄議員。

○3番(川村明雄)

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

井戸水使用世帯の実態調査について。

井戸水から水道水への切り替え対策は、本年4月に文書質問していたところですが、回答によりますと町内80戸程度が生活用水に井戸水を使用している現況のようであります。

昨年9月に発生した胆振東部地震によるブラックアウト時は、井戸水利用世帯の方はトイレの洗浄や臭気抜きができず生活に難を来したという声も聞き及んでおります。

文書質問の回答では、引き続き公営企業会計として運営し、受益者負担を基本原則としており、井戸水から水道への切り替えの相談については、随時対応しているもので、調査については、現在考えておりませんとして詳細な現状把握はされていないとのことですが、井戸水使用世帯の定期的な水質検査などについても住民生活の観点から、行政側での把握も必要ではないかと思いますが、現在はどのような実態になっておりますでしょうか。

幹線道路から遠方に居住している方までの配水管敷設は困難な面もあろうかと思いますが、国道沿いや主要幹線近傍などに居住している世帯については、配水管の敷設が比較的に可能と思われます。

本年、上水道から簡易水道に制度移行されたこと、給水戸数が減少しつつある現況等に鑑み、この機会に水道水の普及対策を進めるべく、井戸水利用世帯に対し、その実態や意向などについて調査を行ってはいかがでしょうか。

80戸の聞き取りには時間も要すると思いますが、アンケートから着手することも可能かと思えます。

町長のお考えをお伺いいたします。

○議長(溝部幸基)

鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

川村議員のご質問に、お答えいたします。

ご質問の行政における井戸水使用世帯の定期検査などの実態把握についてですが、井戸水は水質検査の義務はなく、設置者の自己責任において実施すべきものとされてございます。

しかし、厚生労働省は国民の健康を守る立場から自家用井戸水に関しても、衛生対策として水質検査を自主的に受けるよう勧めており、これらの指導は通常保健所等が行っております。

町においては、町民の健康管理の観点から自主的に水質検査を受けていただくよう注意喚起を進めてまいります。

次に、2点目の水道水の普及対策としてのアンケート調査の実施についてですが、現状におきましては、井戸水から水道水への移行に関しましては、希望すれば容易にできる環境にあり、町として現時点ではアンケート調査をする必要性はないものと判断をさせていただきます。

なお、少子高齢化が進む中で、水道の加入世帯も減少傾向にあり、将来的な財政見通しは厳しいものがあり、引き続き加入促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長(溝部幸基)

3番川村明雄議員。

○3番(川村明雄)

まず、水質検査の件は了解いたしました。

次の2点目の水道水の普及対策ですけれども、アンケート調査する必要はないと。必要性はないものと判断するというのでございます。しかしながら、引き続き加入促進に努めたいと。ただ、希望すれば容易にできる環境にあるという答弁でございますけれども、その世帯によって、その地域によって、大分差があると思うんですね。そういう意味からすれば、希望すれば容易にということ、なかなか言い切れるものではないのではないかなという風に思うわけです。例えば国道の両側に配水管が敷設されていない箇所があると。そういう場合は配水管なんですね、この町で。そして、配水管から戸別に住宅に取るのは給水管という区分。そういうことで、配水管がきちんと配備されていれば、そこから簡単に10メートル、15メートル取れるんですけど、道路の向かい側ということになると、なかなか大変だと。そう簡単ではないという事実が過去にもあって、戸数がまとまらないうと、なかなか対応が出来ないという時代を経ていると思うんですけれども、そういう格好になっている地域に居住している方については、容易な環境ということはい言難いのではないかなと思うわけですね。そここのところは町長、まずどのようにお考えですか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

容易という意味合いは、手続きをすれば、すぐに水道を付けれるという状況でありますので、川村議員おっしゃるとおり、その土地、場所によっては、当然、個々の負担というのに差があるのは皆さん、現在、水道に入られている方でもそれは等しく、多く払っている方と、意外と本管に近い所で水道管を引いている所は安くなる。当然、遠くなりますと、また広い土地を持っている人は建てる場所によって、その負担というのは多いわけでありまして、そここのところは自ずと、その場所、場所によって、等しくイコールではないということをご存知かと思っております。

そしてまた、ご質問の所については、多分、三岳地区を対象としてお話をされているんだと思います。私の知っている限りでは、過去に多分、初期の頃に水道管を引いた時に、そういった需要調査をしているんだと思います。その中で、その地区については、井戸水で行くんだということの判断をされて、俗に言う本管を引いていないという風に私は伺っておりますので、その時と今は状況が違うと言えばそれまでですけれども、今までそういった形の中で井戸水を使われてきたと。

ただ、今、アンケートの話もありましたけれども、我々、町政懇談会、町内会との色んな形、今、議会も懇談していると思っておりますけれども、そういった場所で水道に関しては今まで一度もそういうお話を伺ってございませんので、議員は個々に色々活動されていますのであるのかもしれませんが、もしそういったものがあれば、それはそれでまた町内会要望としてきちんと意見をいただいた中で、我々は対応していきたいと思っておりますので、現実的にその地区にあっても道路向かいまで自分で水道を引っ張っている方もおりますので、そういった方とまた今ここにきて、その分について手当できるという形には、私は町としては無いんだという風に思っておりますので、その辺についてはご理解いただきたいなと思っております。

○議長（溝部幸基）

3番川村明雄議員。

○3番（川村明雄）

国道の両側については、町長言うように三岳地区ということですが、反対側の方から、要するに本管ですね。配水管が引かれていない所については、何十戸かまとまってされたということで、何らかの事情で当時そこに入れなかった方もいたんじゃないかなと思うんですね。そういうことで残された区域があるということですが、実際にもう数十年経っている中で社会も変化してきて、世帯構成も変化してきているという中で、やはり一度、お話を聞くなり考えるということが必要でないのかなと思うんですね。実は、私もこれは去年の9月のブラックアウトの時の事ですね。私達、蛇口を捻ればすぐ出ますから、いつでも綺麗な水を飲めるということなんですけれども、長い所では2日間の停電。それがなかなか2日間出来なかったということで初めて困難さを、生活に支障あったことを聞いて、やはり井戸水を利用した人でないと、なかなかその辺は分からない面があったのかなと思うんですね。トイレを流すことが出来ないということ、臭気ですね。臭いだとか、そういうものが非常に予期していない形が出てきたということで、そういうことを経験しながら、やはり中には上水道を繋げれば良いなという希望を持っている方もいるわけですね。希望の方の中には高齢者もいて、年金生活をしていると、どうしても引きたいけども、とても多額で引けないという実情を訴える方もいるわけですね。当時と相当年齢も皆さん変わっているし、世帯

構成も変わって、若い人方が出て行ってしまっているという面もありますから、改めて引くということは確かに数十万円であっても、なかなか大変な状況になっているということを踏まえて、時代の変化と世帯構成の変化だとか、そういうことに対する定住継続促進と言いますかね。そのような総合的なことも考えながら、やはり昔の対応とは違った形の町の行政対応ができれば、なお良いのかなと思うわけですね。あくまでも個人の責任で受益者負担だという一辺倒な形だけでは、なかなか理解してもらうのにちょっと切ないものがあるという風に思うわけですね。そこのところをもう一度いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

多分、昨年のブラックアウトの時の事態の中で今のような話があるのかなど。我々も実際あのブラックアウトした時に、水道が止まるのではないかということが一番懸念しました。だから、水道自体もそういった状況になると止まる可能性もありますので、そこのところは幸いうちの場合は水道止まらないで、震源地の方では止まった所もあるやに聞いてございますけれども、心配するところでもあります。今、川村議員おっしゃるとおり、高齢化もして、当初と大分状況も違っているんだと私どもも認識をしております。過去に色んな形の中で、多分その地域は本管を必要としないという形の判断の下で事業がこれまで来たんだと思います。ただ、その中であつても、4、5軒まとまって、例えば共同で道路を渡す管を引いて、そこから分水しているという所もありますので、具体的にそういう方がいらっしゃるのであれば、我々が水道課に確認したところ、まだそういう相談は来ていないという話をしていますし、その方は自ら水道水を引ける状態の所にあつた中で、過去からずっと井戸水を使ってきたという選択をしてきたんだと思いますので、それがこれから例えば水道水を使いたいんだというのであれば、町の方にしっかりご相談をさせていただいて、我々もその中でどう答えていくかということ、また色んな相談になろうかと思ひます。

ただ、やはり水道は公営企業で運営していますので、基本的にこれまで加入された方々の負担金なり水道料金をいただいて、今の施設整備がありますので、そういった中のことも考慮しなければ、今、ある程度新たに入る方々が大変だからということで、なかなか制度もこれまでの人達と違ったことが出来るかと言えば、私はちょっと難しいのではないかなと思ひていますし、また、本管を改めてそこに引き直しますと、多分、億単位のお金がかかるんだと思ひますので、これから水道会計の健全化に向けた取り組みも議会の方にお示しさせていただいて、今度かなり水道料金でも足りなくなる時代がもう10年先に見えている中で、そこまで大きな投資は我々としては出来ないんだと思ひます。

ただ、やっぱり困っている人がいるのであれば、そこはきっちりと行政で答える義務があるんだと思ひますので、その中で双方やれる、当然、自己負担も伴いますけれども、行政として手を差し伸べるところがあるのであれば、それはきっちりと本人の声を聞く、また、町内会の総意として声があるのであれば、そういったものを受けた中で、町として今後対応していきたいと思ひていますので、よろしく願ひしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

3番川村明雄議員。

○3番（川村明雄）

井戸水の件で、道内とか全国的な自治体の中では井戸水を使わざるを得ない地域というか、そういう状況の場所については、補助を出している所もあるんですね。道内でもありますけれども。やはり井戸水もどうしても定期的な改修と言ひますか、モーターの改修だとか、そういうことも必要になる。それから、一番高いのは当然、掘った時の経費ということで、新しくそこに居住する方については、そこから始まるということになると思ひますけれども、色んな補助の形が見られますね。そういうことを考えると、機器の更新なんかについても一度だけという条件だとか、何十万限度とか、そういう条件を付して対応するということもできるのかなど。上水道の方で入れなかった、そういう事情があつて云々ということで、自分で改めて掘るといふ格好ではなくて、従来ずっと使っていた方々が上水道に繋げなかった問題があるという方もあると思ひますね。それで、今、繋ぐにしても、例えば管の径が最も小さな線が入っている場合は、隣から分水をしてもらうことも出来ないという場合もあるようですし、径が20、25ということになると可能ということもあるようでございまして、個々の事情というものは、水道課の方では管路図を全部分かりますからあれでしょうけど、今、井戸水を使っている方についても、管路図についてはどの辺ま

でどうだというのはなかなか分かりづらいと思うんですね。そういう意味でアンケート云々という風なことも私出しましたけれども、町長、どうでしょうか。アンケートまでやるということはなかなか大変ですから、そこまでいなくても、窓口相談という、例えば何月何日、何日間の相談日を設けますとか。果たして来るか来ないかは別にしまして、その井戸水と簡易水道の相談日を取ってお話を聞いてもらうと。そういう形を是非取ってほしいなと思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

アンケートを否定しているわけではありませんけれども、川村議員と私、少し考え方が違うのは、給水エリアから外れて、行政として水道を引っ張っていけないんだという所に対して補助するというのは当然有りだと思います。ただ、あくまでも行政が、給水エリアの可能な地域に補助を出すというのは、私は行政の中であまり聞いたことがないと思いますので、そこはやっぱり一線を引いておかなければ、まったく町として水道を引くことが出来ない地区に対して、井戸水を掘って補助するというのは私も理解しますが、今のところについては井戸水も掘れますし、水道の給水も受けれるわけですね。それに対して、今、補助という形は私はあり得ないんだと思いますので、そこは一線を引いていただきたいなと思っています。

そしてまた、先ほど来言いますとおり、もしそういう需要があるのであれば、まず水道の窓口に来ていただいて相談すれば、ある程度水道課で示せるわけですね。方策なり色んなことを提案できますので、あえて全体、希望しない人までアンケートを取って、今、それを町として事業化が予定されているのであれば、アンケートを取ってやる手法というのは有効だと思いますけれども、町としては、今そのところまで至っていませんので、もし本当に川村議員が聞いている方の中で、そういう希望者がいるのであれば、まず窓口に来ていただいて相談を受けることが手取り早いのではないのかなと思っていますので、そういった方々がいらっしゃるのであれば、是非、水道の方の窓口にまずご相談をかける方が早いんだと思いますので、そういう手順を踏んでいただきたいなと思っています。

○議長（溝部幸基）

3番川村明雄議員。

○3番（川村明雄）

アンケートの件は、取るということはなかなかそこまで必要ではないという町長の意見でございますが、その辺は私も分からないわけではございません。それで、窓口相談という形を今提案したわけですが、確かにそういう思っている方がそれぞれ個々に来れば、それで話が済むということになるのかもしれませんが、例えば広報等で一定の期間、相談ある方は相談してくださいという形があっても悪いことではないんじゃないかなと思うんですね。ということは、去年の9月のこの問題がなければ、おそらく私も聞かなかったというか、そういう話が出てこないと思うんですね。そういうことがあって、さらに今年、当町は簡易水道に制度移行しているという機会でもありましたし、やはり井戸水を使って、なおかつ上水道を引きたいだけどもという意向を持っている方々もいるということが分かりましたので、それで今、こういう窓口相談なんかもどうでしょうかという風に提案しているわけですが、確かに個々に困っているというわけではない。色々その世帯、世帯で要望も自分の希望も変わりますから、それでも窓口に来て個々に相談すれば済むということになるんでしょうけれども、その中で例えば引くとすれば隣家までどれくらいの距離があるとか、そういうものについて試算は出来ると思うんですけれどもね。どうしてもやはり引きたいという方は負担というところが重荷になっているということは、確かにその辺は町長もお分かりだろうと思うんですけれども、一定額の負担、これをすべて補助するということになれば、また上水道の場合はそうはなかなかいかないのかもしれませんが、その事情によっては定住促進というか、そういうことも睨み合わせながら、その範囲に含むことも吝かではないという定住促進の在り方もあるのかなという風に思うわけですが、また、私もそういう希望を持っている方々については、個々の対応をしたいなという風に思いますけれども、広報に相談日というような格好で、例え何日間でも良いと思うんですけれども、1週間ない中でも良いんですけれども、そのような対応を出来ないものかなと。再度、申し上げたいと思います。

○議長（溝部幸基）



鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

そういった需要が本当に多くあるのであれば、今、川村議員提案されている広報で周知することは可能だと思いますので、その辺については今後の中で検討させていただきたいと思っておりますし、また、各町内会長さんが各地域を把握されてございますので、そういった会長さんのお話も聞きながら、また、11月、12月かけて町内会懇談会ありますので、そういった場所でそういった方々に声掛けすることも、もし必要であればやれるんだと思っておりますので、まずは出来ることをやれる範囲の中でやっていきたいという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

3番川村明雄議員。

○3番（川村明雄）

町長、何らかの手法を使って、町民のそういう方の意見を聞いていただければという風に思います。以上です。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 10時50分）

（再開 11時02分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

通告に従いまして、一般質問をいたします。

青函トンネル記念館の活用と第二青函トンネルの機運の盛り上げについて、町長にお伺いいたします。

本年、5月会議の行政報告において、4月22日に横浜市の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を訪問し、本年2月7日に立ち上げた「第二青函トンネル構想を実現する会」の内容と構想実現に向けた取り組みについて、当町の基本的考え方を説明し、情報共有並びに構想の実現に向けた支援要請等の意見交換を行ってきたと述べられております。

当町の観光に対するパーツも6月から開始の福島町まちづくり工房に委託した岩部クルーズと二人の横綱を生んだ町、また、新十両一山本関が福島町役場職員として活躍していた町として、相撲環境の整った横綱の里づくりをベースにした横綱記念館、青函トンネル関連工事基地の町として、青函トンネル記念館が挙げられると思います。

町長は第二の青函トンネルの実現に向けて実直な活動をされていると思いますが、2月7日以降、町民に対する機運の盛り上げが欠けている気がします。近頃は、JR貨物についての海上輸送を視野に入れた報道もされております。

私は、青函トンネル記念館を情報発信の場として、町民の機運を高める必要性が有ると思っておりますし、その為に記念館の施設整備、広告看板、パンフレット等色々と考え、町民はもちろん町外の方々を巻き込んで話題性を広げることも必要と考えますが、それらに対する考え方と方向性をお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問に、お答えいたします。

第二青函トンネル構想実現に向けた取り組みについては、この度も独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、北海道新幹線建設局の依田局長を訪問し、北海道新幹線の札幌延伸及び第二青函トンネル構想に関する意見交換をさせていただいてきたところであります。

ご質問の1点目の町内外への情報発信についてですが、私も議員と同様の考えを持っており、青函ト

ンネル記念館が有効な情報発信基地の場所と捉え、現在、担当課において、PR用看板等の設置を始め、各構想内容や町の取り組みが分かるようなパンフレットの作成に向けた準備作業を進めているところであります。

なお、現時点で町としては、ご提言にあるような青函トンネル記念館の施設整備改修までの考えは持っておりませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、町民への意識の醸成については、青函トンネル工事完成後、相当時間が経過し、町民の世代交代が進む中で町民の方々の青函トンネル工事への思いが薄れているのも現実であり、私も議員と同様の認識を抱いております。

しかし、第二青函トンネルの実現に向けては、町民の意識の醸成が欠かせない要素の一つと認識しており、まず、町内の団体などへの働きかけを行うとともに、関係者による講演会などを通じて継続的に情報を発信することにより、町民の意識の高まりは自然発生的に生まれてくるものと思いますので、引き続き、「第二青函トンネルを実現する会」や構想を提言している団体などと連携を図りながら、構想の実現に向けた取り組みを加速してまいりたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

再質問させていただきます。

答弁書に対しての意見交換となりますけれども、まずPR用看板の設置、パンフレットの作成を行う予定であると言われておりますが、それでは、どのような規模の看板なのか、何基作るのか、どこに設置するのか、いつまでに作るのかということ、まずお伺いしたいなど。看板の絵面はどのような物を検討しているのか。それから、パンフレットの内容的にどこまで記載したもの、提言している団体とのものも当然入ってくるでしょうし、北海道のものも入ってくるでしょうし、その辺の詳細をお聞きしたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

看板については、青函トンネル記念館の国道に面した所に設置できればという考えを持ってございます。ただ、どの程度の大きさが可能かどうかは、今、担当の方で鋭意業者の方とも相談しながら、予算と相談しながらという話になるんだと思います。あと、できればのぼり旗を少し国道沿いに立てる形でPRができればなということで、私の考えとしては年内になんとか少しそういった形が見えるものにしていきたいと思っております。そして、パンフレットにつきましては、これまで構想を提言している団体、3つほどあります。JAPICさんだったり、第二青函多用途トンネル、こういった所の了解をいただいて、既に提言されている絵面は使って良いという了解はいただいてございますので、まずはそういった3つの提言をきちんと載せる。そして、町としての考え。これは当然、単純なPR用だけでなく、我々これから第二トンネル構想を実現する会の中で、多分、要望活動もこれからしていかなければならないんだと思いますので、そういったものの時にも活用できるような物で、できればやっていきたいと思っております。ただ、予算的には今、先般いただいた200万円の中で当座やっていくこととなりますので、まずその中でどの程度やり切れるかということ、早い段階で担当の方でまとめて、実現する会の方の了解をいただきながらやっていきたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

看板の設置の関係でございまして、町長は国道に面した所というようなお考えもありますし、もし予算が許せば、まさにその青函トンネル記念館を使って駐車場側に面したセンターの外壁の上部。こういった所に設置が出来ないかということも考えてまいりたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

看板も色々ありまして、トンネル記念館の前には岩部クルーズの看板。これが去年の1月15日に看板を設置して、高さ4メートル、それから幅が5メートルと。予算上で980万円でしたか。それを計上したと。どの程度の看板になるか分かりません。それから、確かに企画課長おっしゃるように、施設のドームというか、その施設の国道側の背面はコンクリートの打ちっぱなしになっております。でも、課長、あれはコンクリートの打ちっぱなし。なぜ、ああいうコンクリートの打ちっぱなしにしているかというのも考えなきゃならないと思うんです。今現在のコンクリートの打ちっぱなしであれば、普通のコンパネ板でコンクリート枠を造ればいいんですけども、あのコンクリート枠の模様を見ていただければ、なぜわざわざ手間のかかるスギ板で枠を造って、あの外壁を造ったかというところをやはりよく知るべきだと思うんです。先進導坑の初めてのトンネルの型枠は、やはりあれから始まっているんです。ですから、トンネルを造る時にああいうわざわざ手間のかかる外壁でやっているということも考えなきゃならない。ですから、今、看板をあそこに何らかの形で第二青函トンネルのものを示すというのであれば、その今までのトンネル記念館の思いを否定して、新たなものを考えるということにも繋がりますよね。だから、本来の施設を造った目的から逸脱して、それを推し進めなきゃならないのかということも、また議論の一つになってくると思います。

私は、この間、本当にふざけた話なんですけど、トンネル記念館の質問を出してからトンネル記念館を見てまいりました。なにか懐かしいなと思うだけで、未来志向的なものは無かったような気がいたします。それで、話はずれましたけれども、その予算的なもの、それから看板的なもの。その質問した段階で、今、町長のご答弁ですと、もう既に考えているんだよと言うのであれば、もっと具体的な回答があっても良かったのかなと思うんです。それと、これは私の質問の仕方も悪いんですけども、町長は、施設整備改修は考えていないとおっしゃっています。だから、今の町長の施設整備改修というのは、どういうことをイメージして施設改修整備というものを考えて、考えていないと言っているのか。まずそこを聞きたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

看板につきましては、具体的にじゃあどの程度まで考えているかということ、そこまでに至っていないのが現実であります。私の頭の中で考えているものを担当の方にお示ししながら、私は先ほど言いました、壁面の考えも色んな考え方が出来るのではないのかなということで、今、担当の方とも色々と会話をしながらやらせていただいております。ただ、やはりきちんとした物をやるとなると、平沼議員は専門でありますから、やっぱりああいう所に細工をするとなると、例えば壁面を使うにしても相当な金額が張るんだと思います。今、そこまでの予算というのは我々持ち得ていませんので、私は極端にいくと、各町でやられているような形で選挙の看板を少し良くしたような感じで、青函トンネル記念館の花壇の辺りにきちんと道路面に面して、まずは第1弾としてやり切れれば、私はそれでまずは良いのかなという感じをしています。そのあとにまた今度、平沼議員おっしゃるとおり、施設の改修とか色んな形で第二青函トンネルをイメージさせると言いますか、そういったものなり構想を見ていただくという形のものなり、色んな要素があるんだと思います。現時点では一度、青函トンネル記念館をリニューアルするというお話が私の就任前から少しありましたけれども、そういったところで一度、道立から町に移管した時に少しコンセプトを変えて、多少、未来志向的なものもその中に含んだ展示になっていますけれども、そのところは今ほとんどあまり活用されていないということがあるんだと思います。ただ、今、3つの提言の中に色んな絵がありますので、そういったものを記念館の中で見ていただくことがどうなのかということ、今後しっかり会の方とも相談しながらアイデアをいただきながら、行政だけがやり切るわけではありませんので、しっかり会を立ち上げさせていただきましたので、そこには色んな方々が入っておりますので、その中で皆さんでまず知恵を出して、どういった手順を踏んでやっていくのが良いのか。この第二青函というのは、多分、札幌延伸が2030年から2031年にかけてあるんだと思います。そこがもう少し進めますと、第二青函と言いますか、青函トンネル自体がネックになっていることがクローズアップされて来るんだと私は思っていますので、そういった先を見据えながら、多分、長い戦いになるんだと思いますので、あまり一気呵成に行っても成果に結びつくとは自分自身も思ってございませぬので、まずはやれるところをしっかりとやって、足で稼ぐということを優先的にやっていきたいという思いであります。

○議長（溝部幸基）

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

今、その町長の施設改修についてお聞きして、ちょっとホッとしました。町長のことですから、トンネル記念館にもう一本トンネルみたいな建物を造るのかなと思って、そこまでは言っていないんだけどという考えでおったんですけども、しないという答えだったので、そりゃそうだよなと思いました。ただ、先ほども言いましたとおり、私のその施設改修という言葉の使い方も悪かったんですが、内容的なものを少しリニューアルという言葉を使えばよかったんでしょうけれども、その内部の物、それから内部の飾り付け、そういうものについては意外と安価な物で出来ると思うんですね。町内・町外の方々にも、やはり我々福島町はこの第二青函トンネルを本当に夢と希望を持って考えているんだよと提案できるぐらいの施設整備というのは、意外と知恵を出し合えば安価で出来るかもしれません。そう思うんです。この間ちょっと行かしてもらって見たら、もちろん道立青函トンネル記念館で飾ってあった物、また、使用していた物。それも当然あります。それから、内容的にもかなりリニューアルしたとは言っていましたけれども、去年、30周年を迎えるにあたって、その難工事の状況をパネルにした物。けど、全体的にうちの青函トンネル記念館、昭和63年3月13日から記憶が止まってしまっているような展示品がかなり多く見られるんですね。例えばこの間も行って、せっかく記念だからといってゴム印を押してきました。黒潮号は大きい字なので分かるんですけども、他の図面的なゴム印はゴム自体がもう劣化してしまって、それで何の意味をするゴム印なのか企画課長分かりますか。分かんないですよ。分かんないと思うんです。私だって見ても分かんないですよ。ですから、これもやっぱり道立青函トンネル記念館で使っていた物。それで、用紙ははやてが通っている用紙。用紙は新しいんですけど判子が古いということで、ここに来て判子を押す人は一番判子が欲しくて来るわけで、用紙はコピーすれば何枚も出来るわけですから、そういう気配りがちょっと足りない。それから、映像では北海道新幹線の工事から、現在走っている状況まで映像が10分間流れています。けれども、施設整備に対してはちょっと古いなど。古い物は古いで、私は難工事を伝えるべきものは、難工事だったと。それで、まず青函トンネルを造るためにはという入口から始まっていくんですね。この北海道が島になった、その在り方というものから入って行って、如何に津軽海峡が北海道開発にボトルネックになっているか。そういうもの。それから、昭和29年9月26日の洞爺丸台風で、洞爺丸の他4隻が海難事故に遭いました。これは日本史上最大の海難事故。これを受けて、安心して迅速に人と物を北海道から本州へ、本州から北海道へと。そういう目的でこの青函トンネルが造られたんだよと。その青函トンネルを造るのに、これだけの難工事があったんだと。この難工事を支えたのは福島町であり、福島町民の総意があって今があるんだよというところら辺まで、この記念館は伝えて、その記念館の目的も達しています。けれども、今、これから第二青函トンネルを提案していくというスタンスを持って、町長も情報発信基地の町とするならば、あの2月に立ち上げているならば、もう既にそれなりのものがあって然るべきだったんじゃないのかなと。このように思って、今回質問させていただきました。

まず、観光客の人達が来て、そのイメージを受けるのが、今、私が言ったような、青函トンネルに対して、こういう経緯があって青函トンネルって出来たんだなど。それで、福島町の方々はこのように青函トンネルに携わっていったんだなどというのをしっかりと伝えている記念館でありますけれども、今後もやはりそういうトンネルの在り方と、それから未来志向的な考え方というのは私は必要だと思うんです。本来、この青函トンネルを造ろうかといった発案というのは、青函連絡船の代替ですからね。その青函連絡船の代替ということは、先ほど言ったような安全と迅速さをこの青函トンネルに求めたわけです。それから、新幹線を通すようになったらという出口が変わる。それから、今はもうケーブルも通す、何も通すって、どんどんあの狭いトンネルの中で新幹線はスピードアップする、貨物も増便にしていこうというような状況の中で、あの狭いトンネルにどんどん今現在の技術的なものとか理想を押し込めているわけですよ。私のイメージとしては、でも、本来あの青函トンネルは、あくまでもさっき言ったように青函連絡船の代替のためのルートですから、それを望むのであれば、当時の車社会、モータリゼーションの時代であれば、車は排気ガスを出す、また53.85キロメートルを走り抜ける車が、果たして安全性があるだろうかということも考えれば、その車を通すとか、人を歩かせるとかって、今、言うような第二青函トンネルの多目的トンネルの内容的なものはまったく考えていなかったと思います。でも、今、それをトンネルに求めていかなきゃならない。そういう時代になっているということ考えた時に、そこからやはりも

う1本トンネルがという必要性というのも、また攻め所かもしれません。だから、そういう点も今はもう時代も変わって、自動車も自動運転になってくる。当然、今からよーいドンして、その車を走らせると言うのと、もう何年かかるトンネルか分かりませんが、10年後には今以上に車も進歩しているという状況になった時に、その第二青函トンネルという必要性を訴えていく。そういう面を町外・町内の人に知って貰って。また、そういう施設にしないといけない。このように思うんです。長くなりましたけれども、町長の施設整備というか、改修というか、どうでしょうか。その辺を含めて、今後、看板だけじゃなくて、看板は町長がさっきおっしゃるように本当にイメージが良いと思うんです。選挙用の看板の少しコンパネを厚くして、支えをして風雪に耐えられるような看板でも良いと思うんです。ですから、内容ですね。来た観光客なり、町内の人達がいつもそこに行って、その第二青函トンネルを肌で感じてもらうような状況作り、施設整備というのは必要でないかなと思うんですけれども、そういう面を含めて、町長どうですか。施設整備というのは考えられないでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

色々ご提言いただきまして、ありがとうございます。我々は、やはりどうしたら第二青函トンネルを実現するかということの最終目標に向かって、どういったツールがあって手法が良いのかということ、まずしっかり捉えていかなければならないんだと思ってございます。その1つの中に、平沼議員おっしゃるような青函トンネル記念館というものを町内に設置をしてございますので、それを有効活用する方法は色々あるんだと思います。まさに今、函館港に寄港されている豪華客船の方々が、外国人を中心にやはり世紀の大工事であった青函トンネルの記録と言いますかね、その工事の記録を求めて色んな方々がいらっしゃいます。横綱記念館にも文化を求めて来ることが多くあります。我々がその第二青函トンネルを実現するにあたっては、やはり意識の盛り上がりがないと、なかなか我々が旗だけ振っていても、多分、夢は実現しないんだと思います。そういった中で、先ほど言いました難工事。必要性があって、あの工事に先人達は向かって行きました。ただ、先ほど来言いますけれども、海峡がまだボトルネックになっているのは間違いないわけですね。まさに今度、札幌延伸になりますと、4時間の壁を切る・切らないの話が本当にクローズアップされてくるんだと思います。そういった中で、やはりその第二青函は必要だという信念の下で我々動いてございますけれども、これまでトンネル記念館はどちらかと言うと、そのやってきた事をしっかり記録・記憶して、皆さんに見ていただくという使命感だと思います。ただ、私はもう少しそこから踏み込んで、第二青函を実現させるにあたっては、やはり夢を語る、夢を見せるということも多分必要だと思うんですね。やはり見たことのないものをまたチャレンジしていくことに皆さんワクワクしてくるんだと思いますので、そういったものが出来切れるのであれば、そういった手法も有りではないのかなと思ってございますので、そういった中で青函トンネル記念館が有効的に使われるのであれば、そのところを目指すのも我々の1つの手法ではないのかなと思ってございます。ただ、じゃあどうやっていくんだということになると、まだまだそこまで我々知恵が回ってございませぬけれども、まずは色んな形、機会。私も機会ある毎に、これまでは本当に第二青函という言葉の口にするのがなかなか憚られた時から比べると、町村会の会議、また国会議員、道議会議員さんの会議の要望会の中でも、少なくとも町としてはこういう事をやりたいということを出して、皆さんもそうだねと納得してくれる首長さんもおりますので、まずはそういったことを私は外に向かってしっかりやっていく。そして、町内では、やはり町民の方々が、本当に町が向かっていることは我々の町にとって方向性として間違いないよねという意識を高めていかなければ、行政の一人相撲になりますので、多分、当時も深山町長がかなり色んな事の難題を解決していったんだと思います。それは当然、町民の方々、トンネルで働く方々の夢だったり、色んな理解があって実現したんだと思いますので、まずはやはり町民の方々にしっかりこの構想を町の旗印として間違いないですねということを理解していただくことが先決ではないのかなと思っています。そして、外に向かっては常に私達はこういったオール北海道の振興として、町だけのためでなくて、北海道の振興のためにトンネルが必要だということを訴えかけていけば、必ず夢の実現に扉は開いてくれるんだと思っていますので、そういったことを愚直ではありますが、地道にまずは積み重ねていきたいと思っていますのであります。

○議長（溝部幸基）

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

本当に町長は大変だと思います。自分の立場に置き換えなくて、関係ないと言っている町長さん達の前で、この夢を語っていくわけですから。だけど、考えてみると、この間のJAの会長さんもみずほ総研にJR貨物の在り方というものを試算していただいて、まったく数字だけで判断して、今の時代にそれだけ車も基地も人もいるのかいと、新聞を見て思った方々もいると思います。でも、そこまで考えているということ自体から、それを考えるならば第二青函トンネルでしょうと。福島町の夢と希望だけで言ってるんでないですよ。先ほど町長おっしゃったように、オール北海道として必要なんですよというものを、私は事ある毎にやっぱり町長には頑張ってもらいたい。頑張ってるんですけども、何かしらこの間の行政報告を聞くと、自分も行ってきたんだけど、町長の背中を押す状態には我が福島町はまだなっていないよと。であれば、町長一人で走るのもいいですけども、たまには町長も我々を引っ張りながら、自分の高さに我々も引き上げながら、それからまた更に自分で上がって行くと。その後ろにロープを垂らして、私達はそのロープを伝って上がって行くというような状況が安全な登山の仕方でないのかなと。このように思うんです。ですから、その手法は手法で私はやってもらいたいと思います。本当にこれは夢物語を語るということからして、時には全然関係ない人にしてみれば、奇人変人に思われるかもしれません。それを如何に真つ当な根拠のある施策であると。それを本気で町長をはじめ福島町民は考えてるんだよと。それが北海道の為だよというところを示してもらえればなと思います。

それで、先ほどの看板の話に戻りますけれども、トンネル記念館ばかりでなくて、もう1つあるじゃないですか。先ほど隣の木村議員にも言われたんですけども、メモリアルパークというのがあるんですよ。ああいう所も結構名前に釣られて観光客の方が来るんですよ。ですから、ああいうところ辺からもやっぱり情報を発信するという一つのパーツとして私は考えていくべきでないのかなと思います。

話を戻しまして、やっぱり先ほども町長も言っているとおり、福島はトンネルの町とは言ったって、トンネルが無い町なんですから。青函トンネル工事基地の町と言ったって、トンネルが無い町なんですよ。これだけはやっぱりしっかり腹の中に入れなきゃならないと思いますよ。最初はトンネルの町になるはずだったんですよ。これは新幹線になってトンネルが無い町になったんですよ。だから、第二青函トンネルの検討を進めても、その町民が第二青函トンネルの事を知らない町。こういう風にはならないように注意していかなきゃならない。このように思います。それと、せっかく町長が第二青函トンネルのことで国なり、それから他の関係団体と協議していく。国の国交省自体は第二青函トンネルは考えてないよと。今、メンテナンスだけで十分間に合ってるよというスタンスは変えていません。けれども、そこをやっぱり覆していくという考え方。それから、ただ津軽海峡がボトルネックになっている、この北海道と本州がただ繋ぐだけなんだよというようなことを言って、第二青函トンネルの必要性を訴えるよりも、どうせ夢なんですから、私は札幌延伸から稚内、稚内からユジノサハリンスクまで行くぐらいの壮大な世界的な計画を、この際、福島町から発信しても良いと思いませんか。私は世界的な発想でいけば、今、北海道と本州を繋ぐ津軽海峡なんていうものは1ミリにも満たない鉄路の確保だと思いますよ。これは昭和14年に弾丸列車計画と言って、記念館にも写真があったんですよ。そういうのを考えれば、夢は大きく、もうどんどん進めるべきだと。今、日本の北海道のことだけ考えるんじゃなくて、世界的にそういう鉄路をもって、あらゆる物流なり情報を共有できるだけの鉄路を造っていきましょうよと。その中で青函トンネルをもう1本掘るぐらい、世界的な規模から見ると何てことはないんじゃないですかと言えぐらい、福島町長には頑張ってもらいたいと。このように思うんですけども、その辺を受けて、まとめとして町長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

色々ご提言をいただきまして、ありがとうございます。まだ少し頭がまとまっておりませんが、確かに平沼議員おっしゃるとおり、従来、弾丸鉄道ですか。そういったもので大陸と日本を結ぶということで、確かあれば韓国と九州を結ぶということで、今は亡くなりましたけれども、ボランティアガイドの花田さんの所に行くと、よくその話をして、自分は対馬の方に調査に行ってきたんだという話をよく自慢げに話していた事を聞いてございます。その中で多分、その延長線の中に新幹線が札幌又は旭川延伸とい

う形になるんだと思います。ただ、なかなかまだ平沼議員おっしゃるとおり、その国土交通省全体の中ではしっかりしたそういったものは全くゼロに近い形もあるんだという風に私も認識をしております。ただ、私は最近、東京によく行かせていただいている中で、中央でよく話されるのは、東京オリンピックが終わった後の日本の大型プロジェクトが無い中で、新たなものを求めるという機運が少し民間の中にあるんだと。だから、今回も民間の人を中心に、その広大な北海道の振興を図るためには、やはりきちんとした輸送コストを下げるための鉄道輸送なり、車輸送がもう1本必要だということの発想が生まれてくるんだという風に思っておりますので、我々としては、先般、総務大臣の講演を聴く機会をいただいて、総務大臣が言っているのは、今は実現しなくても、明日に実現するほど、今、技術革新は進んでいるんだということ。だから、決して今、できないから諦めるということではなくて、5年、10年先にきちんとした技術革新がされて、先ほど平沼議員おっしゃったとおり、深山町長が夢見た青函トンネルの入口は知内に行ってしまうかもしれませんが、今の構想の中の皆さんと話をすると、大体、福島町の白符辺りで入口は大丈夫でないかという話まで頂いておりますので、今度出来る第二青函については、きっちり町内の中に入口もあるんだと思いますので、先ほど来申し上げますけれども、本当に長い戦いではありますが、町民の方々としっかり夢を共有しながら、その先頭に立ってしっかり町の思いを伝えていきたいと思っておりますので、まさにまたそのPRする1つの手法として、先ほどの看板の話があるんだと思います。私はなにも看板は1つでなくてもいいと思っておりますよね。例えばよくある横綱の里のやつも自分がまちづくり推進室の時にやらせていただきました。千軒の入口、松前の入口に1つずつ立てさせていただきましたが、そういった形で選挙の看板ではありませんけれども、色んな所に国道沿いに立てれば人目というのは付くわけでありますので、華美な贅沢な物を求めるのではなくて、やはり広く福島に入ったら目に留まるようなものを仕掛けることによって、人の視覚というものに訴えかけて、福島に来た人方に、福島は第二青函を望んでいるんだということが伝わっていくんだと思いますので、まずは是非、皆さんの協力を得ながら、本当にまだまだ先ほど言いました町民の理解については我々の力不足もありますけれども、会を立ち上げさせていただきましたので、行政とその会が一緒になってスクラムを組むことで、町民の方々へ広く発信していけるんだと私は信じておりますので、そここのところに議員各位も含めて、お力を頂ければなという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

以上で、一般質問を終わります。

---

◎議案第8号 福島町ふるさと応援基金条例の一部改正について

---

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第8号 福島町ふるさと応援基金条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、議案の1ページをお開きください。

議案第8号 福島町ふるさと応援基金条例の一部改正について。

福島町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月20日提出、福島町長。

内容につきましては、議案説明資料でご説明をいたしますので、議案説明資料の1ページをお開きください。

議案第8号関係、福島町ふるさと応援基金条例の一部改正についてでございます。

1、提案の理由につきましては、当町のふるさと納税による寄付金につきましては、「福島町ふるさと応援基金」により管理・運用してきたところでございますけれども、町では本年7月よりふるさと納税制度をこれまで以上に積極的に活用し、寄付金を財源にまちづくりを進めることとしており、多くの方から応援していただけるよう、返礼品の拡充をはじめ、ふるさと納税ポータルサイトへの登録などの準備を行っております。

このため、当該条例に「ふるさと納税制度を活用して寄せられた寄付金であること」、また、「寄付金

を充てることができる経費」等について規定し、ふるさと納税による寄付金を有効的に活用するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正の内容についてでございますけれども、(1)第1条に、「ふるさと納税制度を活用して福島町を応援するために寄せられた寄付金であること。」の規定を追加するものでございます。

(2)第2条第5号に、寄付者の社会的投資を具体化する事業を追加いたします。

(3)第7条に、寄付金を充てることができる経費について追加し、用途を明確にするものでございます。

3、施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

議案に戻っていただきまして、議案の1ページと2ページには、条例の新旧対照表となっております。

以上で、議案第8号 福島町ふるさと応援基金条例の一部改正についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第8号は可決いたしました。

---

◎議案第9号 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

---

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第9号 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎌田一志町民課長。

○町民課長（鎌田一志）

それでは、議案の3ページをお開きください。

議案第9号 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につ



いて。

福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月20日提出、福島町長。

内容については、資料No.2説明資料の2ページでご説明いたします。

2ページをお開き願います。

福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

1の提案の理由でございますが、学校教育法の一部を改正する法律が施行され、専門職大学制度が創設されたことから、福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

2の改正の内容についてでございますが、放課後児童支援員の該当要件で、第10条第2項第5号に「当該学科又は当該過程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む」を追加するものであります。

3の施行期日についてですが、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。

以上で、福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第9号は可決いたしました。

---

◎議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

---

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎌田一志町民課長。

○町民課長（鎌田一志）

それでは、議案の5ページをお開き願います。

議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月20日提出、福島町長。

内容について、ご説明いたしますので、資料No.2説明資料の3ページをお開き願います。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。

1の提案の理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、災害援護資金の貸付利率が「年3パーセント以内で条例で定める率」に改められたことにより、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものであります。

2の改正の内容についてでございますが、利率について、「年3パーセントとする」を、「年3パーセント以内で町長が定める率とする」に改めるものであります。

3の施行期日についてですが、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。

以上で、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第10号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

---

（休憩 11時54分）

（再開 12時58分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎議案第11号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第11号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、議案の7ページをお開きください。  
議案第11号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。  
福島町過疎地域自立促進市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき議会の議決を求めます。  
令和元年6月20日提出、福島町長。  
福島町過疎地域自立促進市町村計画（令和元年6月改定版）でございます。  
皆様のお手元の別冊の資料4が変更後の計画全文となるものでございます。  
それでは、変更の内容について、ご説明をいたしますので、No.2の議案説明資料の4ページをお開きください。

議案第11号関係、福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

1の変更の目的についてでございますが、平成30年度ローリング作業等により変更が生じた第5次福島町総合計画と整合性を図ること及び令和元年度当初予算編成において、新たに過疎債の充当を計画した新規事業等が発生したことから、福島町過疎地域自立促進市町村計画を変更するものでございます。

2の変更事業等についてでございますが、福島町過疎地域自立促進市町村計画に、次の事業を追加するものであります。

この表の事業名についてですけれども、こちらにつきましては、過疎地域自立促進市町村計画策定要領に定められた項目が事業名となっております。

それで、実際の町の事業名につきましては、事業内容の欄に記載しているものでございますので、ご了解願いたいと思います。

自立促進計画、2産業の振興。事業名、（10）その他。事業内容が、観光情報発信事業。観光ホームページの作成、それとPRノベルティの購入等でございます。事業主体は、福島町でございます。

自立促進計画、3交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進。事業名、（1）市町村道のうちの道路でございます。事業内容が、丸山団地道路整備事業でございます。延長が149メートル、幅員が5メートルの道路を整備するものでございます。事業主体は、福島町でございます。

自立促進計画、同じく3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進。事業名が、（12）のその他でございます。事業内容は、地域間幹線系統松前木古内線バス車両更新事業でございます。バス車両の更新に伴う沿線自治体の助成金でございます。事業主体は、その他でございます。函館バスが事業主体になるものでございます。

自立促進計画、4生活環境の整備。事業名が、（1）水道施設のうち上水道でございます。事業内容は、美山浄水場前処理施設整備事業でございます。実施計画、それと前処理施設の整備工事の内容となっております。事業主体につきましては、福島町でございます。

自立促進計画、4生活環境の整備。事業名が、（5）の消防施設でございます。事業内容が、耐震性貯水槽新設事業でございます。宮歌地区に耐震性の貯水槽を新設するものでございまして、事業主体につきましては、渡島西部広域事務組合となるものでございます。

議案に戻っていただきまして、議案の8ページ、9ページにつきましては、計画の変更前・変更後の新旧対照表になってございます。

今般の計画の変更に係る北海道との協議につきましては、4月16日付けで異議のない旨の回答を受けているものでございます。

以上で、議案第11号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第11号は可決いたしました。

---

## ◎議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

---

○議長(溝部幸基)

日程第10 議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤泰総務課長。

○総務課長(工藤泰)

それでは、議案の11ページをお願いいたします。

議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。  
令和元年6月20日提出、福島町長。

なお、説明につきましては、議案説明資料2の5ページで説明いたしますので、そちらをお願いします。  
1の提案理由でございます。

北海道市町村職員退職手当組合を構成する団体のうち、「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」が平成31年3月31日をもって解散し、北海道市町村職員退職手当組合から脱退したことに伴い、北海道市町村職員退職手当組合格約を変更するものでございます。

変更内容につきましては、6ページの方に新旧対照表がありますが、今、説明しました3つの組合を削るものでございます。

3の施行期日につきましては、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により総務大臣許可の日から施行いたします。

なお、議案の11ページに北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約を掲載してございます。

以上で、議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第12号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第12号は可決いたしました。

---

### ◎議案第13号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

---

○議長(溝部幸基)

日程第11 議案第13号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤泰総務課長。

○総務課長(工藤泰)

引き続き、議案の13ページをお願いいたします。

議案第13号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和元年6月20日提出、福島町長。

なお、説明につきましては、議案説明資料2の7ページで説明いたしますので、そちらをお願いします。

1の提案理由でございます。

北海道市町村総合事務組合規約を構成する団体のうち、「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」が平成31年3月31日をもって解散し、北海道市町村総合事務組合から脱退したことに伴い、北海道市町村総合事務組合規約を変更するものでございます。

内容につきましては、8ページで新旧対照表のとおり、ただいま説明いたしました3つの組合を削るものでございます。

3の施行期日に付きましては、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により北海道知事許可の日から施行します。

なお、議案の13ページに北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約を掲載してございます。

以上で、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第13号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第13号は可決いたしました。

---

### ◎議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

---

○議長(溝部幸基)

日程第12 議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤泰総務課長。

○総務課長(工藤泰)

引き続き、議案の15ページをお願いいたします。

議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

令和元年6月20日提出、福島町長。

なお、説明につきましては、説明資料の9ページで説明いたしますので、そちらをお願いいたします。

1の提案理由についてでございます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合を構成する団体のうち、「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「北空知葬斎組合」が平成31年3月31日をもって解散し、また、「十勝環境複合事務組合」が平成30年3月31日をもって解散し、北海道町村議会議員公務災害補償等組合から脱退したことに伴い、北海道町村議会議員公務災害等組合理約を変更するものでございます。

なお、内容につきましては、9ページ、10ページに新旧対照表を掲載してございますが、ただいま説明いたしました4つの組合を削るものでございます。

3の施行期日につきましては、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

なお、議案の15ページに北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約を掲載し

てございます。

以上で、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、説明を終わります。  
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。  
質疑を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。  
説明員との意見交換を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。  
討議を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。  
採決を行います。  
お諮りいたします。  
議案第14号を決することに賛成の方は起立を願います。  
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第14号は可決いたしました。

---

◎議案第15号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第2号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第15号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
小鹿一彦総務課財政担当参事。

○総務課参事（小鹿一彦）

それでは、No.1議案の17ページをお開き願います。  
議案第15号、令和元年度福島町一般会計補正予算（第2号）。  
令和元年度福島町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,086万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億6,590万3千円とする。  
令和元年6月20日提出、福島町長。  
まず、歳出からご説明いたしますので、No.2議案説明資料の11ページをお開き願います。  
一般会計補正予算（第2号）の事務事業別説明資料でございます。  
説明につきましては、補正額20万円以上のものについて、ご説明いたしますので、あらかじめご了承願います。

11ページの2段目になります。2款総務費、1項6目企画費のふるさと応援基金運営費で475万円の追加でございます。主な増減は、報償費で寄付者への特産品贈呈代として180万円、役務費で送料などに100万円、その他ふるさと納税運用業務委託料が100万円などとなっております。内容といたし

ましては、ふるさと納税制度を積極的に活用し、より多くの方に町を応援していただくために、贈呈用の地場産品の拡充とポータルサイトへの登録などを行うものであります。

次のページをお開き願います。

13目電子計算費の社会保障・税番号制度システム整備費については、マイナンバー制度に関する自治体中間サーバーシステムの接続団体経費の一部が国費対応となったことに伴う財源振替で、国庫支出金が161万6千円増額となり、その分一般財源が減額となるものでございます。

15目電子自治体推進費のホームページ管理事業費で34万5千円の追加でございます。主な増減は、委託料の電子計算機システム変更委託料で19万5千円、使用料及び賃借料のインターネットサーバースペースサービス使用料で15万円を追加するものであります。内容といたしましては、町ホームページの閲覧不具合解消のため契約内容の変更とデータ移行作業に伴う経費の追加となっております。

次に、19目ががんばる地元企業等応援事業費で2,500万円の追加でございます。主な増減は、施設投資助成金を2,500万円追加するものであります。当初予算で4千万円を計上しておりましたが、5月末時点の相談及び申請受付件数は下記のとおりとなっており、今後の申請も見込んで今回追加補正するものであります。

次のページをご覧ください。

7項財政基金費、5目ふるさと応援基金費、事務事業予算名も同様に1千万円の追加でございます。先ほどのふるさと応援基金運営費でご説明しました、新たな取り組みによる寄付者の増を見込んで積立てするものであります。

次に、9目ががんばる地元企業等応援基金費、事務事業予算名も同様に658万4千円の追加でございます。がんばる地元企業等応援事業費の補正額2,500万円に対する積立てとなっておりますが、平成30年度末のがんばる地元企業等応援基金の残高が1,841万6千円となっていることから、差額の658万4千円を追加補正するものであります。

次に、3款民生費、2項1目児童福祉総務費、事務事業予算名も同様に158万4千円の追加は、幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援システム改修委託料の追加となっております。なお、財源につきましては、全額国庫支出金となっております。

次のページをお開きください。

3目保育所費、事務事業予算名も同様に85万9千円の追加は、当町の子どもが町外の保育所に入所することに伴う広域入所負担金の追加となっております。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費のいきいき健康ふくしま21推進事業費で120万円の追加は、健康フェスティバルが20回目の節目を迎えることから、北海道市町村振興協会の助成事業を活用して、より魅力的な大会となるよう実行委員会に助成するものであります。

次に、2目予防費、事務事業予算名も同様に225万2千円の追加は、風しん感染拡大防止のため、令和4年3月までの時限措置として抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査と予防接種を行うための追加補正となっております。

次のページをご覧ください。

9目温泉健康保養センター管理運営費108万2千円の追加でございます。内容といたしましては、浴室内のタイル修繕等で、目地埋めや破損箇所の補修等となっております。

次に、6款農林水産業費、1項3目農業振興費で28万1千円の追加は、水土里ネット情報システムに係る負担金の追加となっております。

次に、2項林業費、1目林業総務費188万2千円の追加でございます。主な増減は、委託料の林地台帳精査業務委託料186万9千円の追加で、内容といたしましては、森林法改正による林地台帳制度における林地台帳及び5,200余りの林班図の精査業務に係る経費の追加となっております。

次のページをお開きください。

7款商工費、1項2目商工振興費、事務事業予算名も同様に25万8千円の追加は、福島町商工会への補助金のうち事務局長人件費分について、当初予算要求時に本来75パーセントで積算すべきところを70パーセントで算出していたため、差額分の追加補正となっております。

1つ飛んで、8款土木費、2項4目道路新設改良費の町道みどり町線整備事業費で215万円の追加でございます。主な増減は、公有財産購入費の町道みどり町線用地購入費で、福島川の河川改修に係る用地



購入で、事業箇所は月崎地内、面積は3筆で、175平方メートルとなっております。

次のページをご覧ください。

4項2目公園費の新緑公園外維持管理事業費で50万円の追加は、新緑公園ナイター設備の殺虫機故障による修繕費の追加となっております。

次に、3目住環境整備事業費の空家等対策支援事業費で300万円の追加でございます。主な増減は、負担金・補助及び交付金の空家等除却補助金で、当初予算では10件分600万円を計上しておりましたが、申請及び相談件数等を勘案して5件分300万円を追加するものであります。

次に、9款消防費、1項1目災害対策費、事務事業予算名も同様に196万6千円の追加は、北海道市町村振興協会の設立40周年記念特別支援事業が今年度に全道市町村を対象に行われることに合わせて、防災用備品として発電機を購入し、町内会館等に配備する予定としております。

次に、防災マップ作成事業費で331万1千円の追加は、今年度に予定している防災計画の見直しに合わせて、平成26年度に作成した防災マップを改定し、全世帯に配布する予定としております。

次のページをお開きください。

1段目の10款教育費、1項1目教育委員会費の福島商業高等学校存続対策費で42万円の追加でございます。内容といたしましては、来年度に予定している生徒の海外研修のためのホームステイ先などの事前視察に係る経費の助成となっております。

次のページの2段目をご覧ください。5項保健体育費、5目ファミリースポーツ公園管理費、事務事業予算名も同様に49万8千円の追加でございます。内容といたしましては、グリーン用芝刈機1台と草刈用の刈払機2台を購入するための追加補正となっております。

12款諸支出金、2項1目繰入金、事務事業予算名も同様に244万6千円の追加でございます。主な増減は、浄化槽整備特別会計の繰入金で、このあとご審議いただきます浄化槽会計での設置基数変更に伴う補正に係る繰入金の追加となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

引き続き歳入をご説明いたしますので、No.1議案の23ページをお開き願います。

歳入について、ご説明いたします。

12款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の2節で中間サーバー分社会保障・税番号制度システム整備費補助金で161万6千円の追加は、歳出でご説明いたしましたマイナンバー制度に係る自治体中間サーバー接続経費に対する国庫補助金となっております。

次に、2目民生費補助金の2節で子ども・子育て支援事業費補助金158万4千円の追加は、幼児教育無償化に係るシステム改修費に対する国庫補助金となっております。

次に、3目衛生費、国庫補助金の1節で疾病予防対策事業補助金93万4千円の追加は、歳出の予防費でご説明いたしました風しんの感染拡大防止事業に対する国庫補助金となっております。

15款寄付金、1項2目総務寄付金の1節でふるさと応援寄付金1千万円の追加は、ふるさと応援事業に係る寄付金の追加補正となっております。

次に、16款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金で2,286万4千円の追加は、今回の6月補正に係る財源調整による追加であります。これにより令和元年度の財政調整基金からの繰入額は2億7,446万1千円となります。

次に、4目ふるさと応援基金繰入金で595万円の追加は、歳出でご説明いたしました、ふるさと応援基金運営費に充当するものであります。

次のページをお開き願います。

7目ががんばる地元企業等応援基金繰入金で2,500万円の追加は、がんばる地元企業等応援事業費に係る繰入金となっております。

最後に、18款諸収入、5項1目雑入の9節のいきいきふるさと推進事業助成金145万円の追加は、まず健康フェスティバル記念事業に60万円、防災マップ作成事業に85万円となっており、その下の市町村防災・減災対策事業推進交付金146万2千円の追加は、歳出の災害対策費でご説明しました発電機の購入に係る助成金で、いずれも北海道市町村振興協会からの助成金となっております。

以上で、議案第15号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第2号）の提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

説明資料の12ページ、事業内容が、町のホームページの閲覧不具合解消のため、インターネットサーバー契約の見直し及びデータ移行作業とあるんですけれども、こういう事例があったから契約の見直しというもの、それからデータの移行もしなきゃならないということなんですか。

○議長（溝部幸基）

工藤泰総務課長。

○総務課長（工藤泰）

これに関しましては、4月に入りまして町のホームページの閲覧がし難いということの情報がありまして、町の担当の方で調べまして、そういう事例があったので、今回ワンランク上の契約を見直して、そういうものの解消に努めることに対する補正経費でございます。

○議長（溝部幸基）

5番木村隆議員。

○5番（木村隆）

説明資料の14ページ、予防費ですけれども、風しんの抗体検査。低い世代という風に書かれていますけれども、具体的に何歳から何歳ぐらいまでをターゲットにこういう事を行うんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

対象となる年代は、昭和37年4月2日生まれから昭和54年4月1日生まれまでの男性が対象になります。それ以外の方達は大体90パーセントが保有しているということなんですけれども、今の年代の方々は約80パーセントという形になっております。

○議長（溝部幸基）

5番木村隆議員。

○5番（木村隆）

説明資料の17ページになります。災害対策費で発電機を購入するということなんですけれども、具体的な町内会館の場所ですね。それを教えてください。

○議長（溝部幸基）

工藤泰総務課長。

○総務課長（工藤泰）

今般、予定しているのは、基本、松浦・吉野の町内会館、それから宮歌・豊浜の町内会館、あと白符、日向、月崎1、新栄町、三岳1を今年度は予定しています。ただ、次年度以降、それ以外の会館についても設置を予定しているということでございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

7番佐藤孝男議員。

○7番（佐藤孝男）

32ページのファミリースポーツ公園。ここでグリーン用芝刈機、それから刈払機2台購入ということで、このグリーン用芝刈機の値段と刈払機1台分の値段だけ教えてください。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

グリーン用芝刈機につきましては、1台で44万3千円。刈払機2台につきましては、5万5千円の予定でございます。

○議長（溝部幸基）

質疑よろしいですか。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。  
説明員との意見交換を行います。  
6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

先ほどの12ページのホームページの不具合、またインターネット契約の見直しということで、不具合があった結果、こういう風なものにしていくという先ほどの答弁ですけれども、その不具合を起こしたという要因。それから、その予防対策として、今、データを移行するんでしょうけれども、データ自体の保守的なもの。プライベートな面も入ってくるんでしょうけれども、そういうものの対応というのは今後どうしていくところなんですか。

○議長（溝部幸基）

工藤泰総務課長。

○総務課長（工藤泰）

今回の不具合は、職員のパソコンでインターネットを見る場合も繋がりにくいもありました。また、町民が女相撲等の申込みの際でも、なかなか繋がらない、見れないという状況もありまして、担当の方で調べまして、繋がりにくいので、それを解消する方法として、保守委託業者等に確認したところ、データを見直していかないとなかなか解消できないということで、これで一旦ある程度は治まったのかと思いますが、また今後、これですべて解消されたのかどうかはちょっと分かりませんが、これで一応大丈夫だということになっています。ただ、今後また不具合等が発生すれば、それについてはまた方法を考えて繋がりにくい環境を整備したいと思います。

○議長（溝部幸基）

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

そんな保守的な感覚でいいのかなと思うんですよね。ついこの間これを決めたばかりですよ。ホームページのやつは。それですぐこういう不具合が出て、その対応が場当たりの対応で今後やっていくというスタンスでいいのかということなんです。それだけ簡単なデータしか扱っていないのか。保守義務のあるデータなんかも結構入っているという風に考えた場合、どうなんですかね。スタンスをもうちょっと厳しくした方がいいんじゃないですかね。どう思いますか。

○議長（溝部幸基）

工藤泰総務課長。

○総務課長（工藤泰）

インターネットの方の庁内の検討委員会もありますので、そちらの方でどういう形が、私ちょっと詳しくはないんですけど、その辺に詳しい方もいますので、今後の対応については、それらで協議して対応していきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 13時34分）

（再開 13時34分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
工藤泰総務課長。

○総務課長（工藤泰）

すみません。私の説明不足で、サーバーの容量が不足していて、それを大きくというか、サーバーの容

量を大きくしたので、今後は解消になるだろうということで、現在の容量がちょっと少なかったという形で、それを大きくするような改修で、今後はそれになるとそういうのは無いだろうということをやっているということです。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 13時35分）

（再開 13時35分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

意見交換を続けます。

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

じゃあ、ここに書いている不具合は、不具合じゃなくて容量不足という風を書くべきで、最初の機種選定に間違いがあったというような感じになるんじゃないですか。そういうような感じでもよろしいんですか。

○議長（溝部幸基）

工藤泰総務課長。

○総務課長（工藤泰）

ここに「容量不足によって不具合が生じた」と書くべきだったと思いますので、その辺を今後は気を付けたいと思います。

○議長（溝部幸基）

5番木村隆議員。

○5番（木村隆）

風しんの抗体検査ですけれども、抗体を検査して、その抗体を持ってなければ、きっと予防接種という形なんだろうと思うんですけれども、まずその該当する年齢が大体55歳ぐらいから40歳という中で、働き盛りの男性が忙しい中、どういう風にこういう事をやっているという風に周知して、それを実際、抗体を検査して予防接種をするまで1日で出来るものなのか。また、町内の病院でそういう事が出来るものなのか。どういう風にこの一連の予防接種までの捉え方をすればいいのか。もう少し説明していただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

まず、先ほど言った、町内には大体377名ほどの対象者がおりますが、まずクーポン券というものを作りまして、それを対象の方、今回、令和元年度はそのうち昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの方にクーポン券を送付することになります。その送付されたクーポン券と問診票を持って、まず抗体検査をしていただきます。抗体検査した時点で、先ほども言いましたが、この年代の80パーセントは一応抗体を持っていますので、20パーセントの方が無いということになりますので、その方が予防接種を受ける形になります。その検査なんですけれども、町内のやまゆりクリニック、あと小笠原でも行うことは出来ますし、町外でも行うことは出来ます。抗体検査自体は1日で可能だと思うんですけれども、その予防接種までの流れというのは調べていませんでしたので、ちょっと時間をください。

○議長（溝部幸基）

5番木村隆議員。

○5番（木村隆）

いずれにしても、なかなかこういうものを男性の方が受けに行くというのが、非常に福島町も面倒くさがって受診率とかも低くなっていますので、周知の方をしていただいて、そういう該当になった方については予防接種をきちんと受けていただくように努めていただきたいなと思っております。

もう1つ、発電機の方ですけれども、町内会館に発電機を置くのは特に構わないんですが、その発電機

の使い方を、実際にそういう事が起きた時に、いざ発電機を起こしたいんだけども使えないというパターンも想定されると思うんです。ですから、町内会の会長さんでも役員の方でも、その発電機の使い方をやはり設置とともに教えるような仕組みがないと、いざ緊急の事態になっても、これどうやって使うんだという話になったらいけませんので、その辺のことについては、どういう風に思ってますか。

○議長（溝部幸基）

工藤泰総務課長。

○総務課長（工藤泰）

今までは町内会館にはなかったものですから、今回も配置する際には、町内会長、あるいは管理人等にはかけ方と言いますか、使用方法は、当然、町の方ではしようと考えてございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

7番佐藤孝男議員。

○7番（佐藤孝男）

先ほど芝刈機、この時期に今2台で芝刈機を使っている状態ではありますが、この時点で買うということになりますと、今、故障が起きてどうもならないということなのか。その理由をお知らせください。

それと、同じく刈払機も1台2万7千円という単価、かなり安い値段なんだよね。だから、我々も刈払機を使って、このような安い刈払機なら私も役場の方にお願ひして買ってもらうような、そういう安い値段であるので、その性能というか、それはどうなのか。今、使っている刈払機も故障で買うのかどうか。その理由をお知らせください。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

まず、芝刈機の関係でございますが、今現在、使っているものは平成12年のパークゴルフ場開設当初から使ってきた物でございます。都度、修理等でしのいできました。ただ、修理部品等が無いということで、今回は入替えというスタイルで計画を組んでいるものでございます。また、刈払機につきましては、ツーサイクルエンジンの腰に下げる物でして、役場庁舎の周りでも使っている物でございます。

○議長（溝部幸基）

7番佐藤孝男議員。

○7番（佐藤孝男）

ツーサイクルということで、今の現状、使っている刈払機というか、それも大体同じような馬力なのか。メーカー品だとツーサイクルでも結構な値段するんだよね。だから、このぐらいの値段で買えるのなら最高に良いなということで、私もそれを紹介してもらいたいなと思っております。

以上です。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

一応、予算要求するにあたって参考見積もりをいただいておりますが、メーカーはリョービ、ツーサイクルエンジンの刈払機で、町内の商店の方から参考見積もりを取って計上しております。

○議長（溝部幸基）

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

説明資料2の17ページの災害対策費の関係の発電機なんですけれども、なにか噂によるとガソリンだという内容ですよね。そして、これは全道の市町村に配付という風なことで、これは発電機のメーカー指定かなにかありますか。

○議長（溝部幸基）

工藤泰総務課長。

○総務課長（工藤泰）

これは市町村振興協会の方で防災事業にということで、各町の方に人口なりで割り当てがきまして、1

40何某のお金が来ます。それをどのように使うかは町村の方の判断でということで、うちの方としては現在は発電機を7台ということで、ガソリンを一応予定していますが、ガスボンベの物もあるということも承知していますので、実際、会館の規模等で、予算上はガソリンのやつで掲載していますが、実際の配置については、その辺も検討の上、配置するように担当とは打ち合わせしてございます。

○議長（溝部幸基）

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

私も前にも言っていると思うんですが、防災か何かの段階で、四町議員協で仙台に行ってきました。その時の話をしているんですよ。そういう油関係で発電する物は、現地では駄目だと言っていますよね。カセットボンベでないと駄目だと。カセット2本で2時間くらい持つということなんですよ。カセットボンベは何年でも持つわけです。ガソリンは蒸発しますよね。内容がガソリンでなくなる可能性がある。そういうことからして、イワタニを宣伝するわけじゃありませんけれども、見てきたのはイワタニのメーカーでした。そのボンベが2本入りなんですよ。簡単に動くわけですよ。そういう物を見てきていますので、もし指定が無いのであれば、そういう物を使っていかなないと、例えば災害でも色々あるわけですよ。停電もあるだろうし、大雨もあるだろうし、津波もあるだろうし、道路が決壊される、それからもう補給が利かない部分もありますよね。なにか話を聞くと、このガソリンも2時間くらいより持たないという話ですね。カセットボンベは何年でも持つわけです。だから、そういう物に変えていかなきゃないと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

工藤泰総務課長。

○総務課長（工藤泰）

私どもの方でもカセットボンベ、あるいはプロパンガス5キロで繋げる発電機もあるということで、先ほど申しましたとおり、実際の購入にあたっては、議決後、どのような形が良いのか検討した中で配置を考えていきたいと思っています。

○議長（溝部幸基）

8番熊野茂夫議員。

○8番（熊野茂夫）

18ページのALTの関係について伺いたいと思います。教育長、行政報告の中でも、丁度ALTの任期が切れたというよりも、任期が切れていて1年延長したALTの入替えの中身だろうと思いますけれども、福島の小中学校、小学校ではもう英語教育そのものが時間割の中に入ってきているんだろうと思いますし、中学校でも頻繁に活用されているんだろうと思います。通り一遍にその紹介いただく所に、ただ人材だけ派遣してくださいという考え方でお願いするのか。そうじゃなくて、福島町の状況のある程度認識しながら、一定の能力と言ったら変ですけども、このような方が欲しいんですけどもという言い方で、考え方で持って要望するのか。その辺の考え方について、お伺いいたします。

○議長（溝部幸基）

前田勝広教育長。

○教育長（前田勝広）

今のALTの応募の関係につきましては、JETさんとやっています、JETさんを経由する一番のメリットは、それが特別交付税で財源の裏付けがあるということで多くの町がそういう形を取っています。結果的には、今、熊野議員質問のことで言いますと、要望は出来ない形になっています。こちらの方で、ただ何人という格好の中で、向こうの方で選んだ方がこちらの方に来て、それで私達が受けると。ですから、それまで男性か女性、年代含めてまったく分からないということでございますので、こちらの方から希望ということは出来ないような形になっております。

○議長（溝部幸基）

8番熊野茂夫議員。

○8番（熊野茂夫）

そうすると、来られたALTそのものの意識というか、そのことでもって積極的に様々な活動をしてくれる方もいるでしょうし、そうじゃなくて、受け身的にいわゆる学校だったら学校、自分の持ち場だけの

範囲内でもってという考え方の方もおられるでしょうし、現在、今いるALTについては、学校から出て、いわゆる夜であっても自分達で作って、ブッククラブだったり、英会話教室だったりという展開をしています。その辺のことに對する考え方、教育委員会としては有効に活用するという考え方であれば、2名体制でやっているわけですから、それも国際感覚云々とか、町内の全体的な英語力をという考え方であるのであれば、その辺の活用についても、きちんとしたプログラムを作りながら考えていく必要があるかと思いますが、いかがですか。

○議長（溝部幸基）

前田勝広教育長。

○教育長（前田勝広）

その部分は非常に難しいものがあると思っています。今の3年で任期満了になるALTの方は非常に積極的な方で、自分はそういうALT本来外の色々な業務をやりたいということで、校長を介して教育委員会の方に上がってきて、今、現実にそのように活動しております。ですから、それは私達が要請した事ではなく、自主的な形でそのALTは活動しております。それをじゃあ他のALTの方に働きかけて一緒にやってもらえるかと言うと、それはなかなか難しいものがあります。例えば同じ日本人の方であれば、色々状況を話して協力ということもあるんですけども、何分その生まれも育ちも違う国際人でございますので、私達の感覚で話しても上手くそれが伝わらない場面もありますし、ある意味、合理的な部分もありますので、じゃあそうしたらその分の対価とかどうなるんですかということもありますので、今のALTの方はまったく無報酬でボランティアでやっていただいていますので、なかなかその予算付けという関係になると、また町長さんの方にもお願いする形にもなりますし、その辺の調整は難しいので、私は他のALTにも期待はしますけれども、私自ら声をかけて一緒にやってくださいということの働きかけもしていませんし、そういうことで、来るALTには期待はしますけれども、私の方からはなかなか積極的にお声がけして活動してくださいということは言えない状況にあるということですので、なんとかご理解をお願いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

8番熊野茂夫議員。

○8番（熊野茂夫）

現在、この退任されていく方がその道を付けていて、そして、もう1人の方も一緒に参加してやっています。ですから、おそらくそれは一定程度、対価云々の話じゃなくて、自分の空いている時間内でもって一緒に参加して、それをやってくれているという道筋が一定程度付いているような気がしますので、その辺のことは福島の町そのものは学校の中でのALTの活動以外にも、時間があればそのような活動の道があるんだということで、一緒にやっていますので、新しく判断してくれという話じゃなくて、その状況の雰囲気が出ていますので、できれば代わってからもその方向性でやられるのが良いかと思いますが、いかがですか。

○議長（溝部幸基）

前田勝広教育長。

○教育長（前田勝広）

その部分の関係につきましては、私、教育長に就任して以降、まだ正式に。いずれにしても学校長の支配下の中で普段勤務しておりますので、それをテーマに校長会の中で議論したことはございませんので、今、熊野議員からの意見もいただきましたので、毎月定例の校長会ありますので、その中でまた議員の意見を踏まえて、私の方で問題を投げかけて協議して行って、何らかの方向性を見出していきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（溝部幸基）

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

すみません。質問をしなかったんですけども、意見交換ということで、13ページのふるさと納税制度。今回リニューアルして福島町の返礼品が38品目になったということで、今まで道南18市町村で最下位という名誉ある位置から大きくどんでん返すするために、この返礼品を増やしていくと。それも品数も結構リニューアルして、また、幅も設けたものだということですけども、以前、ふるさと納税に対し

て質問させていただいた時にポータルサイト、仲買するサイトに対して、やはり費用対効果ということで、当町の場合は品数も少なかったということもあって一度抜けたと。今回また新聞等の報道によりますと、ふるさとチョイスを使ったり、楽天使ったりということで拡大をするということなんですけれども、まだ未知の世界なんですけど、どうでしょう。費用対効果というのは、どの程度で目論でいらっしゃるんですか。住吉課長の考え方ですと、町の知名度もアップするように努力していくという風なことを言われておりますし、当然、岩部クルーズ等の知名度も上がってくるということになってくるんでしょうけれども、どこまでどう目論んだ費用対効果を考えていらっしゃるのかお聞きしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

ふるさと納税、この7月から今言われた2つのポータルサイトを使って本格的に応援をしていただける方を増やしていきたいということでございます。それで、費用対効果ということでございますけれども、例えば今回の補正には1千万円の寄付ということで計上させていただきました。それで、これらに係る返礼品、それとポータルサイトの手数料、それと送料だとか、クレジットカード会社への手数料、こういったものを差し引いて、町に残る寄付金の残というか、それが効果にあるのかなとは思いますが、今、大体経費率を6割ぐらい見えています。総務省の方では5割に抑えなさいという形では来てますけれども、今回初めてやるものですから、どれぐらいになるのか分かりませんので、今現在、6割程度経費率を見させていただいて、残りが今のところ400万円ですね。1千万円に対して400万円、町の方に寄付金が残るというような計上をさせていただいてございます。これは基本的に総務省の方の言う50パーセントに収めるというような形で考えてございますので、経費率50パーセント、町に残るのが50パーセントという形で考えてございます。

○議長（溝部幸基）

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

総務省の考えているのは50。これが最低ラインというか、基準というか、そういう風にしなさいということですけども、どこの自治体もギリギリのラインを持ってくるわけですよ。随分福島町は気合を入れて、例えば今まで本当にどこの町村よりも遠慮しがちに、このふるさとサイト、ふるさとの返礼品をやってきたわけなんですけれども、もう少し欲を入れてもいいのかなと。それだけこの38品目の返礼品に対して自信を持って出しているのであれば、どうなんでしょう。かなり石橋を叩いて出てきている数字だと思うんですけども、いかがなんですか。その辺もう少し数字的なものは、不確実性のある数字じゃなくて、もう少し。それとも数字自体が見えないんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

平成31年度の当初予算を組ませていただいた時に、今、これの前段となる準備作業等について270万円ほどの委託料を組ませてもらった時に、目標として一応3千万円という形でご説明をさせていただきましたけれども、あくまでも目標として3千万円ということで考えてございますが、今回の補正にあたっては少し慎重にさせていただいて、まず1千万円程度を計上させていただいたと。この状況を見ながら、今後また補正の対応をしていきたいという風には考えてございます。ですから、この返礼品の38品目も、今、すべての業者さんというか、協力していただいている業者さんがまだまだ我々少ないと思ってございますし、この返礼品の充実ももう少し福島町では取り組みが出来るのかなという風には思っておりますので、そういったことを通して応援していただける方を増やしていきたいという風には考えてございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

3番川村明雄議員。

○3番（川村明雄）

18ページ、教育委員会でもし分かれば教えてください。学校営繕事業費の10万8千円という、それほど大きな額ではないんですけども、これは委託料で植生と樹木管理委託料になってますが、この下



の方の説明は樹木の剪定ということですが、植生というのはどういう内容なのか。駐車場のあの木は何の木か分かりませんが、あれを管理するということなのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

今回、補正予算に計上しているものは、福島小学校の職員駐車場がございまして、そこと歩道の間アカエゾマツの木が13本ほどございまして、高さが6メートルから7メートルということで、10年ほど前にさらに伸びないような幹止めをしているんですけれども、幹止めをした周りからさらに電線を超えるような高さまで伸びているということで、私も職員の方でもなかなか危険な作業であるということで、業者の方に委託するというような内容でございまして。

○議長（溝部幸基）

3番川村明雄議員。

○3番（川村明雄）

電線に引っかかるくらい伸びている場所でしたか。そうでしたか。ここの場所とは違うんですけれども、数年前に中学校側の桜の木全部を伐ってしまったということがあったんですね。そして、その内容も教育委員会が知らなかったと。なんで伐ったんですかと聞いたら、桜の木の下に作った野菜畑に日が当たらなくなってきたから伐ったと。それは酷いんじゃないですかと。むしろ、今の場所のグラウンド寄りというか、駐車場寄りのすぐ傍にある所を野菜畑に使うという格好で良いんでないですかと言ったら、今度、上の方に走っている線に桜が届いて高圧で危ないというような、そういう説明になったんです。当時ね。ですから、そういう話をきちんと、当然、教育委員会の方では今回も学校側と協議して、お話し合いして、やられていると思うんですけれども、そういう格好で十分配慮されているという風に理解してよろしいですね。

○議長（溝部幸基）

前田勝広教育長。

○教育長（前田勝広）

確か、その福中の桜の話は、当時、私は教育委員会にはおりませんけれども、そういう支障があったような記憶があります。それで、今回の部分につきましては、うちの担当係長が現地に立会しまして、校長、教頭とも立会しながら、今、うちの石岡局長が説明したとおりの内容で、やっぱり危険な状態になっておりますので、なんとか財政さんの方をお願いして予算付けをして剪定の委託料ということになっておりますので、きちんと現地立会をしているということで説明をしておきたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

3番川村明雄議員。

○3番（川村明雄）

もう1点、17ページ。これは建設課長に関わる方ではないかと思うんですけれども、ここに出ているのは新緑公園。今回、補正ですから出てきていませんけれども、新緑公園の話なんです。今年、林活議員連盟で植えた枯れてしまっていたリンゴの木を全部抜いて、イチイ、オンコの木にしましたよね。その所をどこからどんなことで調達されたのか。そして、お話はどのように進められたのか。もし分かれば。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 14時06分）

（再開 14時06分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第15号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

---

(休憩 14時07分)

(再開 14時21分)

---

○議長(溝部幸基)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長(鍋谷浩行)

先ほどの木村議員のご質問の中の、抗体と風しんの予防接種は1日で終わるかということだったんですけれども、まず抗体検査していただいた時点で結果が出るまで1週間から10日ほどかかるようなので、まず抗体検査を受けて、その結果が来てから、抗体が無い場合は予防接種という形になると思います。

---

◎議案第16号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算(第1号)

---

○議長(溝部幸基)

日程第14 議案第16号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎌田一志町民課長。

○町民課長(鎌田一志)

それでは、引き続き資料No.1の議案をご用意します。

資料No.1議案の35ページをお開き願います。

議案第16号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算(第1号)。

令和元年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ451万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,461万円とするものでございます。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年6月20日提出、福島町長。

それでは、提案内容の説明をいたしますので、38ページをお開きください。

第2表 地方債補正の変更ですが、事業費の増による変更で、補正前が下水道事業債660万円を補正後は740万円、過疎対策事業債660万円を740万円に増額するものでございます。

それでは、補正の内容について、歳出からご説明いたしますので、43ページをお開きください。

1款浄化槽整備事業費、2項浄化槽整備費、1目浄化槽整備推進事業費451万2千円の増で、12節

役務費1万2千円の増は、浄化槽設置届を渡島総合振興局に提出していましたが、浄化槽の工事図面に変更が生じたため、変更申請に係る手数料を補正するものであります。

15節工事請負費450万円の増は、当初予算は10基で予算計上していましたが、設置希望者等の相談件数などを考慮し、2基増の12期とすることによる補正であります。

それでは、次に歳入の説明をいたしますので、41ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目浄化槽整備事業費分担金、1節浄化槽設置工事費分担金17万4千円の増は、新規設置分2基分の使用者分担金の増でございます。合計12基でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金、1節循環型社会形成推進交付金29万2千円の増は、年度当初予定した10基分から2基増の12基分としての増でございます。

次に、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金244万6千円の増は、今回の補正に係る一般会計からの繰入金の増であります。

42ページをお開き願います。

5款町債、1項町債、1目下水道事業債、1節下水道事業債80万円の増、2節過疎対策事業債80万円の増は、2基増としたためであります。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第16号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第16号は可決いたしました。

---

◎議案第17号 丸山団地町営住宅（R1棟）建築主体工事請負契約の締結について

---

○議長（溝部幸基）

日程第15 議案第17号 丸山団地町営住宅（R1棟）建築主体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤泰総務課長。

○**総務課長（工藤泰）**

それでは、追加議案と追加議案の説明資料をお願いいたします。

初めに、追加議案の1ページになります。

議案第17号 丸山団地町営住宅（R1棟）建築主体工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約をするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月20日提出、福島町長。

契約の目的につきましては、丸山団地町営住宅（R1棟）建築主体工事でございます。契約の方法は指名競争入札で、令和元年6月19日に執行いたしました。契約金額は8,448万円でございます。契約の相手方は松前郡福島町字三岳154番地21、金澤・小鹿経常建設共同企業体、代表者、株式会社金澤建設、代表取締役金澤淳悦氏でございます。

入札の状況につきましては、説明資料の1ページで説明しますので、そちらをお願いいたします。

入札状況調により説明いたします。

工期につきましては、令和2年1月31日までとなっております。工事概要につきましては、木造平屋建1棟4戸で3LDK、延べ面積が295.68平方メートル、建築面積は306.08平方メートルです。入札書比較価格は7,702万円で、予定価格は8,472万2千円でございます。予定価格については事前公表してございます。

次に、入札の参加状況につきましては、2段目の表で、経常建設共同企業体3企業体により入札執行いたしました。入札の結果、表の上段、金澤・小鹿経常建設共同企業体が落札いたしました。落札金額は記載のとおりで、落札率につきましては99.71パーセントでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**議長（溝部幸基）**

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第17号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○**議長（溝部幸基）**

起立全員であり、議案第17号は可決いたしました。

## ◎議案第18号 財産（福島町福祉バス）の取得について

### ○議長（溝部幸基）

日程第16 議案第18号 財産（福島町福祉バス）の取得についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

工藤泰総務課長。

### ○総務課長（工藤泰）

同じく追加の議案と議案説明資料1と2をお願いいたします。

初めに、3ページになります。

議案第18号 財産（福島町福祉バス）の取得について。

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年6月20日提出、福島町長。

1として、財産の名称及び数量につきましては、福島町福祉バス1台でございます。

2の取得価格は、1,008万9,760円でございます。

3の契約の相手方は、福島町字三岳23番地、有限会社上嶋環境営繕、代表取締役上嶋利洋氏でございます。

4の取得の方法は、指名競争入札でございます。

入札の状況につきましては、説明資料2の2ページで説明しますので、そちらをお開きください。

1の取得する財産の種類・数量につきましては、福島町福祉バス1台で917万8千円、消費税が91万1,760円の総額1,008万9,760円でございます。

2の入札状況につきましては、入札状況調で、入札につきましては、6月19日に執行いたしました。納入期限につきましては、令和元年12月25日までとなっております。取得する財産の内容は、24人乗りマイクロバス1台でございます。入札書比較価格は920万1,460円で、予定価格は1,011万5,570円となっております。予定価格については、非公表です。

入札の参加状況につきましては、3段目の表で指名業者2社により入札いたしました。入札の結果、表の上段、有限会社上嶋環境営繕が落札いたしました。落札金額は記載のとおりで、落札率につきましては、99.74パーセントでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

9番平野隆雄副議長。

### ○9番（平野隆雄）

福祉バスの取得に反対するものではありませんが、この形式と言いますか、その福祉バスの例えば上の塗装。そういうことでちょっとお聞きをしたいと思っております。今までの福祉バスですと、福島町福祉バスと。このくらいの文字で貼っているか、印刷されているわけですがけれども、今回のこの車両もそのような物でしょうか。

### ○議長（溝部幸基）

工藤泰総務課長。

### ○総務課長（工藤泰）

一応、福祉バスということで、それでする形で考えてございます。

### ○議長（溝部幸基）

そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

この手のバスは、購入から大体20年、25年くらい使うわけなんですね。それなりに町内全域、または道南、今回の札幌福島会では札幌辺りまでも行くわけですね。そういうことで、ちょっと提言めいたこととなりますけれども、車両にラッピング、それなりの金はかかりますよ。そういう町をPRする形のものを今流行りのラッピングですることによって、予算がなかったら片面でも良いかもわからない。それを20年、25年走らすわけですよ。この財産は1千万円しますよね。それを20年、25年といたら、かなりの宣伝になるという風に私は思うんですけども、今、急に言われても、すぐどうこうと言える状況でもないかもわかりませんが、町をPRすることからすると、こっちから出掛けていく札幌、それを5号線であろうと、高速道路であろうとPRするわけですね。宣伝費をかけなくても、1回かけると20年、25年持つわけです。先ほど午前中の一般質問の中でも、多目的トンネルのラッピングした物を、スポンサーから頂いて、車両、福祉バスにその写真を貼るということ、これは最初は予算的にかかるかもわかりませんが、そんなに維持費はかからないですよ。だから、これからもこういう風な車両、小さい物もあるかもわからないし、そういう物を用意することによって、PRが自然にされていくという状況。ますます町内は高齢化するわけですね。いちいち文字で教えるよりも、そういう物が動くことによって目から入るわけですね。そういうことが大切じゃないかなという風に思っていて、提言をして終わりたいと思いますが、町長どうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 14時38分）

（再開 14時38分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

過去にも色んな形でそういったことをやらせていただきました。まさにデマンドバスなんかも、そういう形で子ども達の絵を描かせて、私は特にそういうのが好きでありますので、大変素晴らしい提言をいただきましたので、色んな形でラッピング等を施して町のPRになれば大変素晴らしいことだと思っております。ただ、今回そこまで予算を取ってございませんので、改めて議会と相談しながら、またお願いする機会があるのかと思っておりますので、その時はよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第18号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第18号は可決いたしました。

---

◎発委第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

---

○議長(溝部幸基)

日程第17 発委第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

3番川村明雄総務教育常任委員長。

○3番(川村明雄)

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

意見書でございますけれども、議員の皆様は先に見ていただいていると思いますので、内容説明につきましては、要約して申し上げますので、ご了承いただきたいと思います。

過疎対策につきましては、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興が図られてきたところであります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することになります。当町にあっても少子高齢化が著しく、継続対策が講じられなければ、地域住民の疲弊は明らかであります。自治体の弛みない推進の上からも、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

令和元年6月20日、福島町議会議長。

提出先でございますけれども、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣であります。

なお、本意見書は去る5月20日開催の総務教育常任委員会におきまして審議し、全会一致での提出であることを申し添えます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第1号は可決いたしました。

---

◎休 会 の 議 決

---

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本6月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和元年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和元年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

---

◎休 会 宣 告

---

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

どうもご苦勞様でした。

---

(休会 14時43分)



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員